

# 笛吹市国民保護計画

平成30年 3 月

笛 吹 市



# 目 次

## 第1編 総 論

第1編 総 論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	1
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	1
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 市の事務又は業務の大綱等	4
1 市の事務又は業務の大綱	4
2 関係機関の連絡先	4
第4章 市の地理的、社会的特徴	5
1 市の自然的条件	5
2 市の社会的条件	7
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	8
1 武力攻撃事態	8
2 緊急処理事態	9

## 第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等	11
第1 市における組織・体制の整備	11
1 市の各部等における平素の業務	11
2 市職員の参集基準等	12
3 消防機関の体制	13
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	14
第2 関係機関との連携体制の整備	14
1 基本的考え方	14
2 県との連携	15
3 近隣市町村との連携	15
4 指定公共機関等との連携	15
5 自主防災組織に対する支援	16
6 ボランティア団体等に対する支援	16
第3 通信の確保	16
第4 情報収集・提供等の体制整備	17
1 基本的考え方	17
2 警報等の伝達に必要な準備	18

3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	18
4	被災情報の収集・報告に必要な準備.....	20
第5	研修及び訓練.....	20
1	研 修.....	20
2	訓 練.....	20
<b>第2章</b>	<b>避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え.....</b>	<b>22</b>
1	避難に関する基本的事項.....	22
2	避難実施要領のパターンの作成.....	23
3	救援に関する基本的事項.....	25
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	25
5	避難施設の指定への協力.....	25
6	避難地区に関する情報の整備等.....	26
7	避難行動要支援者の把握等.....	26
8	避難住民の受入体制.....	26
9	生活関連等施設の把握等.....	26
10	応急仮設住宅等の供給体制の整備.....	27
<b>第3章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備.....</b>	<b>28</b>
1	市における備蓄.....	28
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	28
<b>第4章</b>	<b>国民保護に関する啓発.....</b>	<b>29</b>
1	国民保護措置に関する啓発.....	29
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	29

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置.....</b>	<b>30</b>
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置.....	30
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応.....	32
<b>第2章</b>	<b>市対策本部の設置等.....</b>	<b>33</b>
1	市対策本部の設置.....	33
2	通信の確保.....	36
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携.....</b>	<b>43</b>
1	国・県の対策本部との連携.....	43
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等.....	43
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等.....	43
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託.....	44
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請.....	44
6	市の行う応援等.....	44
7	ボランティア団体等に対する支援等.....	45
8	住民への協力要請.....	45

<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b> .....	<b>46</b>
第1	警報の伝達等.....	46
1	警報の内容の伝達等.....	46
2	警報の内容の伝達方法.....	47
3	緊急通報の伝達及び通知.....	48
第2	避難住民の誘導等.....	48
1	避難の指示の通知・伝達.....	48
2	避難実施要領の策定.....	49
3	避難住民の誘導.....	52
4	避難住民に期待される行動.....	55
5	武力攻撃事態等における避難の種類と対応.....	59
<b>第5章</b>	<b>救    援</b> .....	<b>62</b>
1	救援の実施.....	62
2	関係機関との連携.....	62
3	救援の内容.....	63
4	要配慮者に対する配慮.....	63
5	健康への配慮.....	64
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b> .....	<b>65</b>
1	安否情報の収集.....	66
2	県に対する報告.....	66
3	安否情報の照会に対する回答.....	66
4	日本赤十字社に対する協力.....	67
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b> .....	<b>68</b>
第1	武力攻撃災害への対処.....	68
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方.....	68
2	武力攻撃災害の兆候の通報.....	68
第2	応急措置等.....	68
1	退避の指示.....	68
2	警戒区域の設定.....	70
3	応急公用負担等.....	70
4	消防に関する措置等.....	71
第3	生活関連等施設における災害への対処等.....	72
1	生活関連等施設の安全確保.....	72
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	73
第4	NBC攻撃による災害への対処等.....	73
1	応急措置の実施.....	73
2	国の方針に基づく措置の実施.....	74
3	関係機関との連携.....	74
4	汚染原因に応じた対応.....	74
5	市長の権限.....	75

6 要員の安全の確保 .....	75
<b>第8章 被災情報の収集及び報告 .....</b>	<b>76</b>
<b>第9章 保健衛生の確保その他の措置 .....</b>	<b>77</b>
1 保健衛生の確保 .....	77
2 廃棄物の処理 .....	77
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置 .....</b>	<b>79</b>
1 生活関連物資等の価格安定 .....	79
2 避難住民等の生活安定等 .....	79
3 生活基盤等の確保 .....	79
<b>第11章 特殊標章等の交付及び管理 .....</b>	<b>80</b>

## 第4編 復旧等

<b>第1章 応急の復旧 .....</b>	<b>82</b>
1 基本的考え方 .....	82
2 公共的施設の応急の復旧 .....	82
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧 .....</b>	<b>83</b>
<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 .....</b>	<b>84</b>
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 .....	84
2 損失補償及び損害補償 .....	84
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん .....	84
4 受援等に関する費用の支弁 .....	84
5 起債の特例 .....	84

## 第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態 .....	85
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達 .....	85
3 通報及び初動体制 .....	85
4 現場における救助活動 .....	85

## 資料編

<b>〔関係機関、施設、設備〕 .....</b>	<b>87</b>
○関係機関連絡先一覧 .....	87
○笛吹市国民保護協議会委員名簿 .....	91
○市指定避難所一覧 .....	92
○市内医療機関一覧 .....	93
○災害拠点病院・災害支援病院一覧 .....	96
○飛行場外離着陸場等一覧 .....	97

○笛吹市消防本部管内 ドクターヘリランデブーポイント一覧.....	98
○ヘリコプター主要発着場一覧 .....	99
○応急仮設住宅建設予定地 .....	100
<b>【協 定 等】</b> .....	<b>101</b>
○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定 .....	101
○中央自動車道消防相互応援協定書 .....	103
○山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書.....	106
○協定等締結概要（県・市町村との協定） .....	109
○協定等締結概要（民間事業所等との協定） .....	111
<b>【条 例 等】</b> .....	<b>112</b>
○笛吹市国民保護協議会条例 .....	112
○笛吹市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例.....	113
○武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会 及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令.....	114
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び 方法の基準 .....	121
○火災・災害等即報要領 .....	128
○避難実施要領のパターン作成にあたって .....	146
<b>【様 式】</b> .....	<b>163</b>
○被災情報の報告様式 .....	163
○国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型.....	164



# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

### 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

資料編	・ 笛吹市国民保護協議会条例	P 112
	・ 笛吹市国民保護協議会委員名簿	P 91

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

### (8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

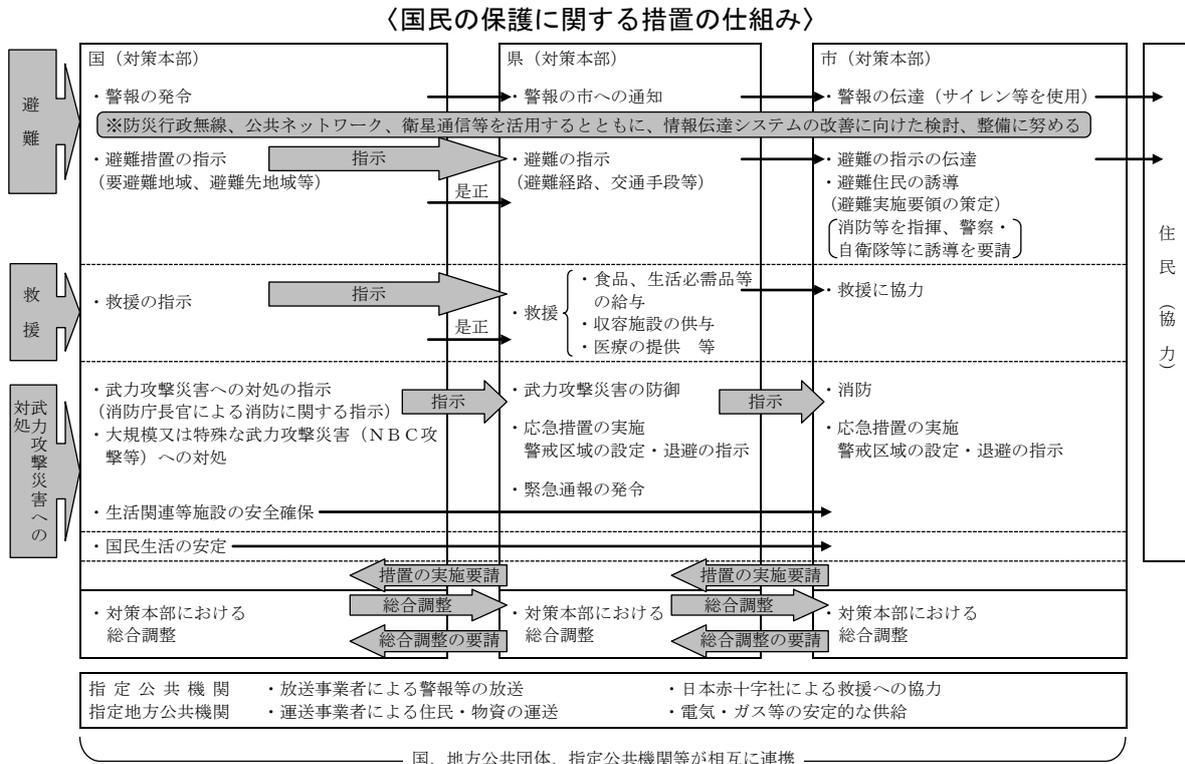
#### 【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

### 第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、市等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを図示すれば、次のとおりである。



#### 1 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
笛吹市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

#### 2 関係機関の連絡先

資料編に掲げるとおりとする。

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

### 1 市の自然的条件

#### (1) 地形

本市は、甲府盆地の中央部やや東寄りに位置し、北は山梨市、甲州市、東は大月市、南は富士河口湖町、西は甲府市と接している。盆地の北部や東部、南部の山岳丘陵地帯から流出する水系を集め、盆地中央部を西に向かって笛吹川が流れている。笛吹川に向かって南北に流れる日川、金川、浅川、境川等の扇状地と盆地底部の沖積平地が広がり、山裾から平坦地にかけて果樹を主体とした農地が分布し、その背後には甲府盆地を構成する御坂山塊、その山間にほぼ東西に流れる芦川に沿って点在する集落、及び秩父山地の丘陵と急峻な山岳地帯が広がっている。

このように、本市は笛吹川に沿って広がる平坦地を中心に、南北の丘陵・山岳地帯に挟まれた比較的まとまりのある地形を有する地域である。

本市の総面積は201.92平方kmで、山梨県の面積の4.5%に当たり、平坦な住宅地域を山裾に広がる果樹地帯が取り巻く、緑豊かな地域である。

土地利用状況は、宅地15.2km<sup>2</sup>（7.5%）、農用地40.0km<sup>2</sup>（19.8%）、森林等118.3km<sup>2</sup>（58.6%）となっている。

平成16年10月12日に6町村が合併し「笛吹市」としてスタートした本市は、平成18年8月1日新たに芦川村と合併し、新「笛吹市」をスタートさせた。

#### (2) 気候

本市の年間の平均気温は13.7℃、年間降水量は概して少なく約1,050mmである。本市の気候は盆地特有の内陸性気候で、夏は最高気温が30℃を超える蒸し暑い日が多く（8月の最高気温の平年値32.0℃）、冬は最低気温が氷点下になる寒い日も多くあり（1月の最低気温の平年値-2.7℃）、気温較差が大きいのが特徴である。

#### (3) 人口分布

本市の平成27年国勢調査の人口は69,559人となっている。平成2年以降の25年間の推移をみると、平成17年までは増加傾向が続いていたものの、平成22年以降は減少傾向となっている。

また、世帯数は、平成27年が26,268世帯で平成2年の18,160世帯から増加傾向が続き、25年間で8,108世帯の増加で増加率約44.6%となっている。1世帯当たりの人口は、平成2年の3.4人から平成27年には2.6人と急激に減少しており、地域により差はあるものの年々家族構成の変化が進んでいることが伺える。

〈人口と世帯数の推移〉

（単位：人、%、世帯）

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	62,322	66,839	71,025	71,711	70,529	69,559
増加率	6.6	7.2	6.3	1.0	-1.6	-1.4
世帯数	18,160	21,035	23,520	25,029	25,500	26,268

1世帯当たりの人員	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8	2.6
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

年齢階層別人口は、次の表のとおりとなっており、平成27年の本市の老年人口の割合は、県の割合（28.4%）より若干低くなっている。

〈年齢階層別人口〉

（単位：人、%）

総人口	年少人口（0～14歳）	生産年齢人口（15～64歳）	老年人口（65歳以上）	年齢不詳
69,559	8,720 (12.5)	40,010 (57.5)	19,541 (28.1)	1,288 (1.9)

〈平成27年国勢調査字別人口統計表〉

町 丁 字	人 口	男	女	世帯数	町 丁 字	人 口	男	女	世帯数
笛吹市					一宮町新巻	106	53	53	35
石和町川中島	1,924	896	1,028	994	一宮町塩田	834	395	439	265
石和町八田	1,220	587	633	527	一宮町神沢	109	57	52	37
石和町市部	1,733	814	919	828	一宮町東新居	155	77	78	53
石和町窪中島	645	320	325	327	一宮町狐新居	169	86	83	61
石和町四日市場	2,561	1,197	1,364	988	一宮町金沢	139	73	66	54
石和町広瀬	1,860	964	896	772	一宮町土塚	238	119	119	84
石和町中川	1,116	551	565	422	一宮町石	239	116	123	81
石和町上平井	1,077	514	563	434	一宮町地藏堂	103	53	50	34
石和町下平井	939	452	487	400	一宮町千米寺	133	61	72	52
石和町松本	1,875	910	965	871	一宮町中尾	983	459	524	323
石和町山崎	1,010	499	511	469	一宮町南野呂	314	144	170	95
石和町唐柏	3,222	1,547	1,675	1,242	一宮町北野呂	138	71	67	57
石和町東高橋	959	484	475	410	一宮町上矢作	271	125	146	91
石和町今井	820	416	404	296	八代町南	2,465	1,213	1,252	827
石和町河内	1,985	967	1,018	715	八代町北	1,617	721	896	480
石和町小石和	2,058	1,001	1,057	775	八代町高家	572	282	290	200
石和町砂原	306	150	156	112	八代町岡	868	435	433	301
石和町井戸	1,377	687	690	544	八代町増利	458	221	237	155
石和町東油川	708	354	354	283	八代町永井	637	306	331	199
御坂町成田	2,032	984	1,048	747	八代町米倉	703	344	359	237
御坂町国衙	349	181	168	135	八代町竹居	424	219	205	135
御坂町二之宮	1,310	621	689	462	八代町奈良原	239	124	115	79
御坂町夏目原	841	400	441	288	八代町大間田	156	77	79	52
御坂町金川原	727	363	364	249	境川町大黒坂	146	81	65	56
御坂町井之上	1,138	573	565	359	境川町小黒坂	617	309	308	220
御坂町八千蔵	598	285	313	200	境川町小山	302	147	155	116
御坂町尾山	300	131	169	108	境川町前間田	338	165	173	128
御坂町下野原	783	369	414	267	境川町石橋	699	353	346	241
御坂町栗合	663	319	344	251	境川町三柵	223	109	114	72
御坂町蕎麦塚	267	129	138	91	境川町大坪	433	209	224	151
御坂町大野寺	435	202	233	141	境川町大窪	67	31	36	26
御坂町竹居	290	133	157	102	境川町藤埜	930	450	480	308
御坂町下黒駒	689	355	334	235	境川町寺尾	542	259	283	180
御坂町上黒駒	1,143	557	586	409	春日居町熊野堂	597	282	315	229
御坂町藤野木	84	41	43	29	春日居町下岩下	286	140	146	99
一宮町下矢作	241	101	140	80	春日居町別田	605	297	308	205
一宮町小城	187	88	99	80	春日居町桑戸	851	404	447	309
一宮町北都塚	282	152	130	94	春日居町加茂	298	146	152	102
一宮町一ノ宮	572	277	295	197	春日居町寺本	382	189	193	165
一宮町末木	575	273	302	211	春日居町小松	1,239	556	683	436
一宮町本都塚	218	109	109	80	春日居町国府	759	361	398	248

一宮町竹原田	672	308	364	195	春日居町徳条	133	62	71	51
一宮町金田	537	263	274	197	春日居町鎮目	2,247	1,054	1,193	1,024
一宮町東原	705	336	369	249	芦川町上芦川	120	55	65	51
一宮町国分	457	219	238	169	芦川町新井原	48	20	28	29
一宮町坪井	726	364	362	247	芦川町中芦川	108	55	53	59
一宮町田中	947	469	478	364	芦川町鶯宿	85	44	41	44
一宮町市之蔵	271	133	138	87		69,559	33,654	35,905	26,268

## 2 市の社会的条件

### (1) 道路の位置等

市を北東部から南西部にかけて横断する中央自動車道西宮線は、首都圏と一宮御坂インター間を80分で結ぶ重要幹線道路である。また、市北部・西部を走る国道20号、411号、140号、358号及び富士河口湖町境から御坂町を縦断し国道20号に至る国道137号は、いずれも災害時の第一次緊急輸送道路に指定されている重要路線である。さらに、境川町から市のほぼ中央部を通り山梨市に至る金川曾根広域農道は、市の広域幹線道路としての役割を果たしている。

その他主要地方道「甲府笛吹線」、一般県道「山梨笛吹線」、「石和温泉停車場線」、「鶯宿中道線」、「藤壘石和線」が、第二次緊急輸送道路に指定されている。

### (2) 鉄道の位置等

市内には、JR中央本線石和温泉駅、春日居町駅の2駅があり、石和温泉駅と春日居町駅の間は所要時間3分である。石和温泉駅から松本方面甲府駅までは7分、松本駅までは113分、春日居町駅から東京方面山梨市駅までは3分、大月駅まで38分を要する（いずれも普通列車の場合）。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型を対象として想定し、県国民保護計画では、県の現状を考慮し、想定される事態の順位を次のようにしている。

- ① 弾道ミサイル攻撃
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 航空攻撃
- ④ 着上陸侵攻

#### 〈4類型の武力攻撃事態の特徴と留意点〉

	特 徴	留 意 点
① 弾道ミサイル攻撃	<p>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>○NBC弾頭は、大量無差別の殺傷や広範囲にわたる汚染等を生じるとともに心理的にも大きな影響を及ぼし、大規模な被害を与える。</p> <p>○通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>	<p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが想定されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
② ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿にするためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム等に対する注意が必要である。</p> <p>○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物取扱施設が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、放射性物質を混入した爆弾（以下</p>	<p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察及び国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は住民を屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全確保の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>

	「ダーティ・ボム」という。) が使用される場合がある。	
③ 航 空 攻 撃	<p>○弾道ミサイルの場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>○なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</p> <p>○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>	<p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>
④ 着 上 陸 侵 攻	<p>○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>○着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。</p>	<p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</p>

## 2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている次の4種類の事態を対象とする。

分 類	事 態 例	被 害 の 概 要
攻撃対象施設等による分類	① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	○ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大となる。
	② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	○ 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合の人的被害は多大となる。
③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<p>ア 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布</p> <p>イ 水源地に対する毒素等の混入</p> <p>ウ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</p>	<p>○ 一般に化学剤は、広範囲に拡散、低迷、滞留し、空気より重いサリン等の神経剤は無色無臭で目に見えず拡散し、被害が短時間で発生する。</p> <p>○ 生物剤（毒素を含む。）は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発</p>

攻撃手段による分類		エ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	<p>症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>○ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、放射能汚染を引き起こし、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。</p>
	④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	ア 航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ イ 弾道ミサイル等の飛来	<p>主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</p>

## 第2編 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

##### 1 市の各部等における平素の業務

市の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

##### 〈市の各部等における平素の業務〉

部 等	平 素 の 業 務
総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護協議会の設置・運営に関すること。</li> <li>・ 市国民保護対策本部の組織の整備に関すること。</li> <li>・ 避難実施要領のパターン作成に関すること。</li> <li>・ 避難及び救援等に必要な物資及び資材の備蓄等に関すること。</li> <li>・ 国民保護措置についての訓練の実施に関すること。</li> <li>・ 安否情報の収集・報告体制の整備に関すること。</li> <li>・ 情報の収集・提供体制の整備に関すること。</li> <li>・ 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関すること。</li> <li>・ 住民への啓発に関すること。</li> <li>・ 避難及び救援等に必要な物資及び資材の備蓄等に関すること。</li> <li>・ 公共施設の安全対策に関すること。</li> <li>・ 避難施設の運営体制の整備に関すること。</li> <li>・ 自主防災組織への必要な支援に関すること。</li> <li>・ 情報通信機器の安全対策に関すること。</li> </ul>
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副本部長との情報連絡体制に関すること。</li> <li>・ Lアラートによる情報提供体制の整備に関すること。</li> </ul>
市民環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理体制の整備に関すること。</li> <li>・ ボランティア団体への必要な支援に関すること。</li> <li>・ 所管施設の安全対策に関すること。</li> </ul>
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園児の安全確保及び避難体制の整備に関すること。</li> <li>・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。</li> <li>・ 福祉関係施設入所者及び避難行動要支援者に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。</li> <li>・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。</li> <li>・ 所管施設の安全対策に関すること。</li> </ul>
産業観光部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工、観光、農林畜水産施設の安全対策に関すること。</li> <li>・ 旅客者の安全対策に関すること。</li> <li>・ 運送事業者との情報連絡体制に関すること。</li> </ul>

	・所管施設の安全対策に関すること。
建設部	・避難及び救援等に必要な物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・応急復旧体制の整備に関すること。 ・所管施設の安全対策に関すること。
公営企業部	・給水体制の整備に関すること。 ・所管施設の安全対策に関すること。
会計課	・関係経費の出納に関すること。
議会事務局	・市議会議員との連絡体制の整備に関すること。
教育委員会	・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・児童・生徒の安全確保及び避難体制の整備に関すること。 ・応急教育の確保体制の整備に関すること。 ・所管施設の安全対策に関すること。
消防本部	・武力攻撃災害への対処に関すること（消火・救急・救助を含む。）。 ・住民の避難誘導體制の整備に関すること。
各支所	・避難及び救援等に必要な物資及び資材の備蓄等に関すること。 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・避難施設の運営体制の整備に関すること。 ・自主防災組織への必要な支援に関すること。

## 2 市職員の参集基準等

### (1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当である防災危機管理課長、防災危機管理課職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

#### 【職員参集基準】

体制	参集基準
①担当課室体制	総務部防災危機管理課職員が参集
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③市国民保護対策本部体制	すべての市職員が本庁又は出先機関等に参集

#### 【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
	市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②

事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当である消防防災担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当である消防防災担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

	第1順位	第2順位	第3順位
本部長（市長）	副市長	教育長	総務部長
副本部長（副市長）	教育長	総務部長	
副本部長（教育長）	総務部長		

(6) 職員の服務基準

前記(3)①から③の体制ごとの、参集した職員の行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体制	所掌事務
担当課室体制	1 関係機関との連絡調整、情報収集に関すること。 2 総務部長への報告に関すること。 3 状況により速やかな体制の移行を図ること。
緊急事態連絡室体制	市国民保護対策本部体制に準じる。
市国民保護対策本部体制	第3編第2章別表2のとおりとする。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ア 交代要員の確保その他職員の配置
- イ 食料、燃料等の備蓄
- ウ 自家発電設備の確保
- エ 仮眠設備等の確保 等

### 3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

## (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

## 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

### (1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を戸籍住民課に開設し、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

#### 〈国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧〉

項 目		国民保護法根拠条項
損失補償 (国民保護法第159条第1項)	応急公用負担に関する事。	第113条第1項・第5項
損害補償 (国民保護法第160条)	国民への協力要請によるもの	第70条第1項・第3項、第115条第1項、第123条第1項
不服申立てに関する事。		第6条、第175条
訴訟に関する事。		第6条、第175条

### (2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

## 第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先

を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

## 2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧
-----------------

P 87
------

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

## 3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関する市町村間相互応援協定と併せ新たな相互応援協定の積極的な締結を行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧
-----------------

P 87
------

・ 協定等締結概要（県・市町村との協定）
----------------------

P 109
-------

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図り、消防機関相互の連携を図る。また、消防本部は、NBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

## 4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧
-----------------

P 87
------

## (2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

資料編	・市内医療機関一覧	P 93
	・災害拠点病院・災害支援病院一覧	P 96

## (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、新たな協定の締結を検討するなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市内事業所における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

資料編	・協定等締結概要（民間事業所等との協定）	P111
-----	----------------------	------

## 5 自主防災組織に対する支援

武力攻撃災害が発生した場合には、被害の防止や軽減が迅速かつ効果的に実施されるよう、地域住民で組織する自主防災組織の役割は重要となる。

このため、市は、防災のための連携体制を踏まえ、自主防災組織の核となるリーダーの研修、防災資機材等の配備、訓練の実施等を行い、自主防災組織の育成強化に努める。

## 6 ボランティア団体等に対する支援

地震など大規模な自然災害が発生した場合に、ボランティアによる活動が大きな役割を果たすことが明らかになっている。このため、武力攻撃災害の発生した場合においてもボランティア団体には同様の役割が期待される。そこで、市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社山梨県支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

## 第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

### (1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

### (2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化（緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、電話、FAX、防災行政無線、消防無線等）や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

### (3) 電気通信設備の優先使用

市は、国民保護措置に関する情報伝達で最優先に確保すべき通話について、一般加入電話を電気通信事業者の承諾を得て災害時優先電話として利用する。

#### 第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

##### 1 基本的考え方

###### (1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

###### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取り扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

**2 警報等の伝達に必要な準備**

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市では、防災行政無線（同報系）が整備されているため、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に当たっては、これを有効に活用する。また、必要性に応じて、随時点検、整備、更新等に努める。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取り組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取り組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

**3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**

市は、国が整備する「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」（通称「安否情報システム」）や既存のシステム等を活用して、安否情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安

否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民(負傷した住民も同様)

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

資料編 ・ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報

の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

P114

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告する「安否情報システム」や既存の方式等で報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【安否情報システムの整備について】

安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、平成18年度にシステムの開発及び平成19年度から運用する予定となっており、それに併せて都道府県及び市町村における対応等を検討することとしている。

#### 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

##### (1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

資料編 ・被災情報の報告様式

P163

##### (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

### 第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 研修

##### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、山梨県市町村職員研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

##### (2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

##### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

#### 2 訓練

##### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を

実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

#### 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図  
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト  
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト  
(鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)  
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）  
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト  
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定  
(特に、地図や各種のデータ等は、市対策本部におけるテレビの大画面上にディスプレイできるようにしておくものとする。)
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧  
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト  
(消防本部・署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)  
(消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

資料編 ・ 関係機関連絡先一覧

P 87

・ 指定避難場所一覧

P 92

#### (2) 近隣市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難について、自然災害時への対応として作成することになっている避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取り組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 避難住民の誘導における関係機関との連携・協力

武力攻撃事態等における避難は、市の区域を越え、さらには、県域をも越えるような広域的な避難となることが想定されるため、関係機関と連携を図り、避難住民の誘導に協力を求める。

ア 消防吏員による避難住民の誘導

消防本部は、避難実施要領の定めるところにより、避難住民の誘導を行う。

イ 警察官等による避難住民の誘導

市長は、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、避難住民の誘導を行うよう要請する。

また、市は、あらかじめ警察署長等への要請を行うための連絡先を把握しておく。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市長は、知事の避難指示に示されない詳細な避難住民の誘導に関する事項等を定めた避難実施要領を直ちに策定しなければならない。

このため、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、総務大臣（消防庁）が作成す

るマニュアルを参考に、あらかじめ基本となる複数（管轄内避難、管轄外避難、県外避難等）の避難実施要領のパターンを次の類型に基づいて、市内での想定度が高い類型を中心に作成する。

この場合において、避難行動要支援者の避難の方法等について配慮する。

また、市長は、避難実施要領の内容を住民及び関係団体等に的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法等を定めておく。

【避難実施要領に定める事項】

- ① 避難の経路（使用する道路の決定）
- ② 避難の手段（徒歩、バス、鉄道）
- ③ その他避難の方法（集合場所、集合時間、集合方法等）
- ④ 避難住民の誘導方法（誘導員同士の連絡方法、関係機関等の調整方法）
- ⑤ 避難住民の誘導に関する職員の配置方法（警察署長等への要請手順等）
- ⑥ その他避難住民の誘導に関する事項
- ⑦ その他避難の実施に関する必要事項  
（避難施設の名称、所在、連絡先、避難地域の情報、携行品、服装、追加情報の通知方法、一時的食料の給与方法）
- ⑧ 避難行動要支援者の把握（民生委員、自治会と連携した高齢者、障害者、外国人等の現況把握）
- ⑨ 避難における自家用車の使用禁止の明記

	類 型	避難の態様
武力攻撃事態	地上部隊と航空機による着上陸攻撃	・ 広域避難となる。（県内外避難）
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ 初動時は屋内避難
	弾道ミサイル攻撃 ・ 通常弾頭      ・ 核弾頭 ・ 生物剤弾頭    ・ 化学物質弾頭	・ 事態把握後は、その状況に応じた安全な地域への避難
	航空機による攻撃	
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・ 危険地域からの避難 （市内の指定施設への避難）
	多数の人が集まる施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・ 大規模集客施設、ターミナル駅 ・ 鉄道の爆破等	・ 危険地域からの避難 （市内の指定施設への避難）
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・ 放射性物質を混入した爆弾等の爆発による放射能の拡散 ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・ 市街地におけるサリン等の大量散布 ・ 水源地に対する毒素等の混入	・ 危険地域からの避難 （市内の指定施設への避難） （風向、二次感染の防止措置等を考慮する。）

### 3 救援に関する基本的事項

#### (1) 県との調整

市は、県から救援の事務の一部を市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

#### (2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

#### (3) 市長が実施する救援

市長は、知事との調整の結果、市長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な事項について定めておく。

### 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

#### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する輸送体制を整備するとともに、県と連携して市内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握する。

#### 【輸送力確保のための情報】

##### ○輸送力に関する情報

- ①保有車両等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
- ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

##### ○輸送施設に関する情報

- ①道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ②鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

地上輸送がすべて不可能な場合又は航空輸送が効果的な場合は、県消防防災ヘリコプター、県警察本部のヘリコプターの出動要請、又は県を通じて自衛隊のヘリコプターの派遣要請を行うことができる。したがって、この場合の、要請手順、方法、受援体制等を定めておく。

資料編	・飛行場外離着陸場等一覧	P 97
	・ヘリコプター主要発着場一覧	P 99
	・山梨県消防防災ヘリコプター応援協定	P 101

#### (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

### 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

資料編	・指定避難場所一覧	P 92
-----	-----------	------

## 6 避難地区に関する情報の整備等

市は、避難が円滑に実施されるようあらかじめ避難地区（地理的、行政区画、自治会等を単位）を設定するとともに、その単位となる区域（以下「避難地区」という。）ごとの情報を収集し、常に最新の情報を備えるよう努める。

### 〈避難地区に関する情報〉

- |   |
|---|
| ① 避難地区の名称                                 |
| ② 避難地区の所在地                                |
| ③ 避難地区の世帯数及び人員数                           |
| ④ 避難地区の「避難行動要支援者」の人員数、住所、避難誘導の責任者及び要支援の内容 |

## 7 避難行動要支援者の把握等

市は、避難行動要支援者の避難を円滑に行うため、自治会、民生委員、自主防災組織等の地域住民の協力を得ながら、日ごろからこれらの者とのつながりを保ち現況把握等に努める。

併せて、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請する。

## 8 避難住民の受入体制

市長は、本県の地理的条件等から国の対策本部長の県域を越える避難措置の指示を受けることを想定し、受入体制の整備に努める。

### 〈受入体制に必要な整備〉

- |                                    |
|------------------------------------|
| ① 収容施設の供与                          |
| ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（備蓄物資の対応） |
| ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（備蓄物資の対応）    |
| ④ 埋葬及び火葬                           |
| ⑤ 学用品の給与（備蓄物資の対応）                  |

## 9 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、消防本部と連携を図りながら、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### 〈生活関連等施設の種類〉

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	対象施設の根拠法
第27条	1号	発電所、変電所	電気事業法
	2号	ガス工作物	ガス事業法
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	水道法
	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法
	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法
	6号	放送用無線設備	放送法
	7号	水域施設、係留施設	港湾法

	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法、航空法
	9号	ダム	河川管理施設等構造令
第28条	1号	危険物	消防法
	2号	毒劇物	毒物及び劇物取締法
	3号	火薬類	火薬類取締法
	4号	高压ガス	高压ガス保安法
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力基本法
	6号	核原料物質	原子力基本法
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
	8号	毒劇薬	薬事法
	9号	電気工作物内の高压ガス	電気事業法
	10号	生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律
	11号	毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

10 応急仮設住宅等の供給体制の整備

市は、県と連携し、平素から応急仮設住宅の建設予定地や市営住宅の空室状況を把握し、被災者に優先的に住宅を貸与するための基準を策定する。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

#### 1 市における備蓄

##### (1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

##### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

#### 【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

##### (3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

資料編	・協定等締結概要（県・市町村との協定）	P109
	・協定等締結概要（民間事業所等との協定）	P111

#### 2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

##### (1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

##### (2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

##### (3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

## 第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、避難行動要支援者や外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取り組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災講演会など自然災害に関する啓発事業との連携を図るとともに消防団及び自主防災組織の特性も生かしながら住民への啓発を行う。

#### (3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

### 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の施設管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

なお、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

### 第3編 武力攻撃事態等への対処

#### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

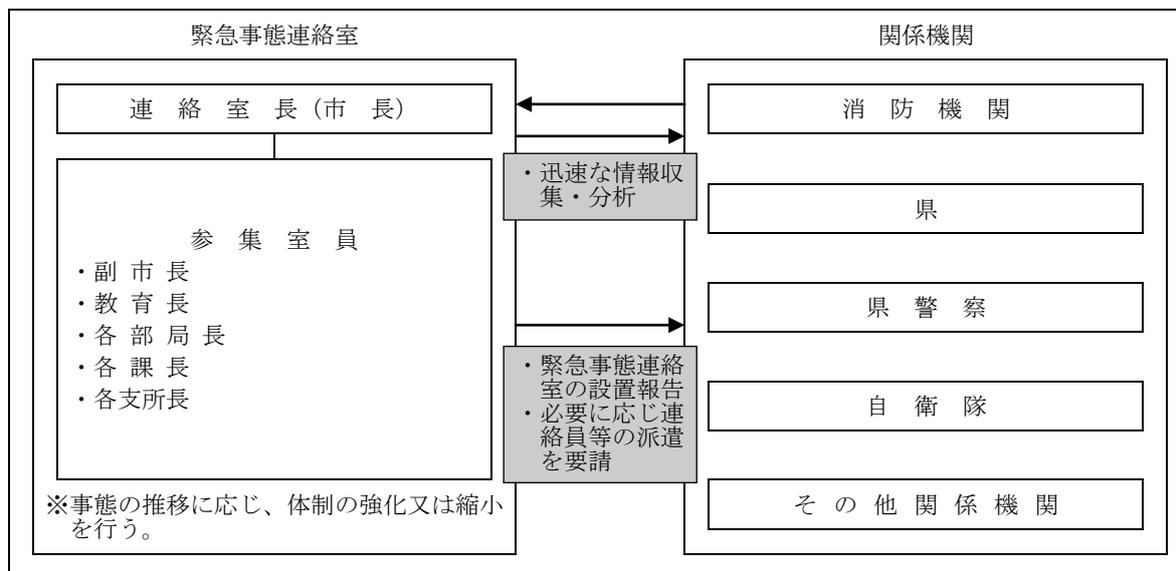
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

##### 1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

###### (1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

〈市緊急事態連絡室の構成等〉



※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

- ② 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に

情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

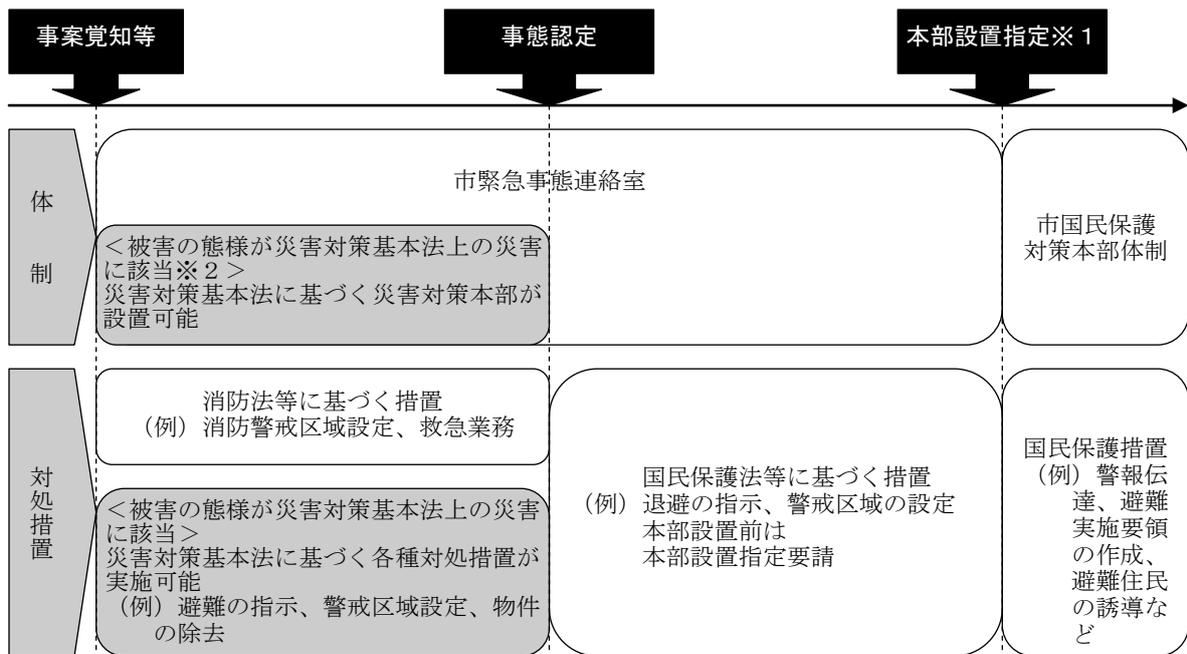
(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

### 【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合には、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

※事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、本館3階301会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

#### 〈対策本部予備施設〉

施設名	所在地	電話番号	FAX番号
笛吹市消防本部	笛吹市石和町下平井204	055-261-0119	055-262-8535

#### (2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

#### (3) 市対策本部の組織構成及び業務分掌

市対策本部の組織構成及び各組織の業務分掌は別表1（P38）及び別表2（P39）のとおりとする。

## (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

## 【市対策本部における広報体制】

## ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、政策課長をもって充てる。

## ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ・CATV放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

## ③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

## ④ その他関係する報道機関

関係報道機関の連絡先は、資料編に掲げるとおりとする。

## (5) 市現地対策本部の設置

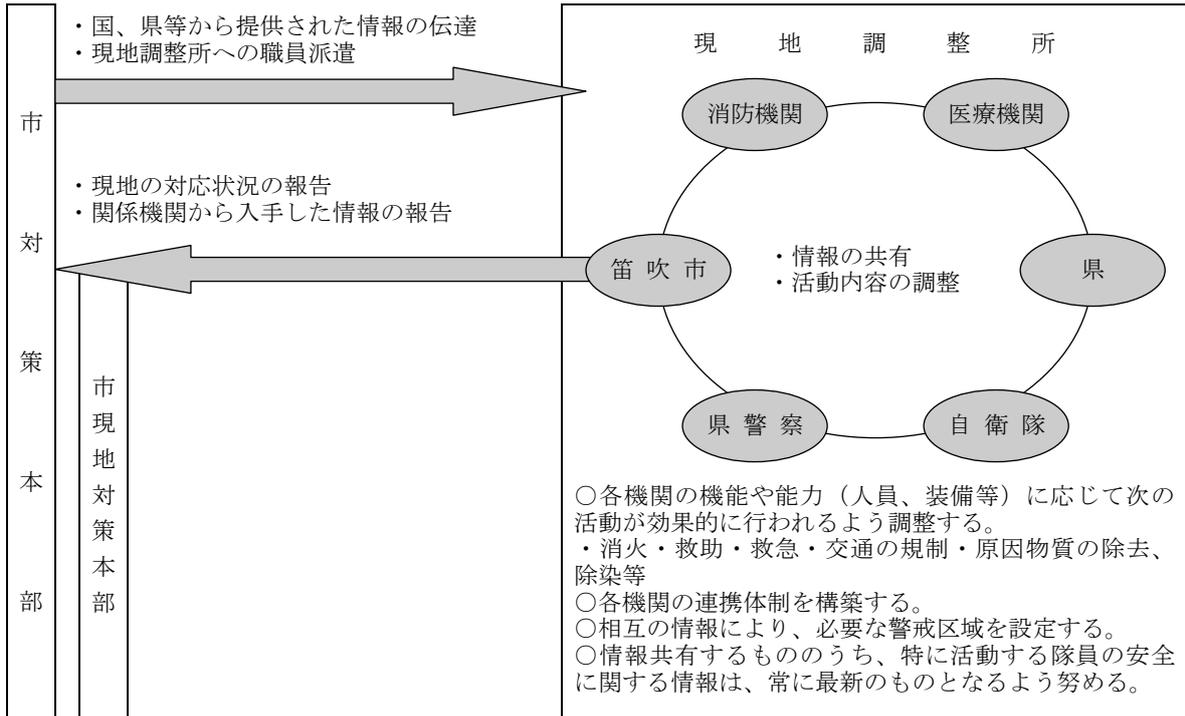
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

## (6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

〈現地調整所の組織編成〉



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たる。）。

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を經由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

(9) 市がその事務の全部又は大部分の執行不能時

市がその全部又は大部分を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を市長に代わって知事が実施することとされている。

## 2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線、若しくはインターネット、L GWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

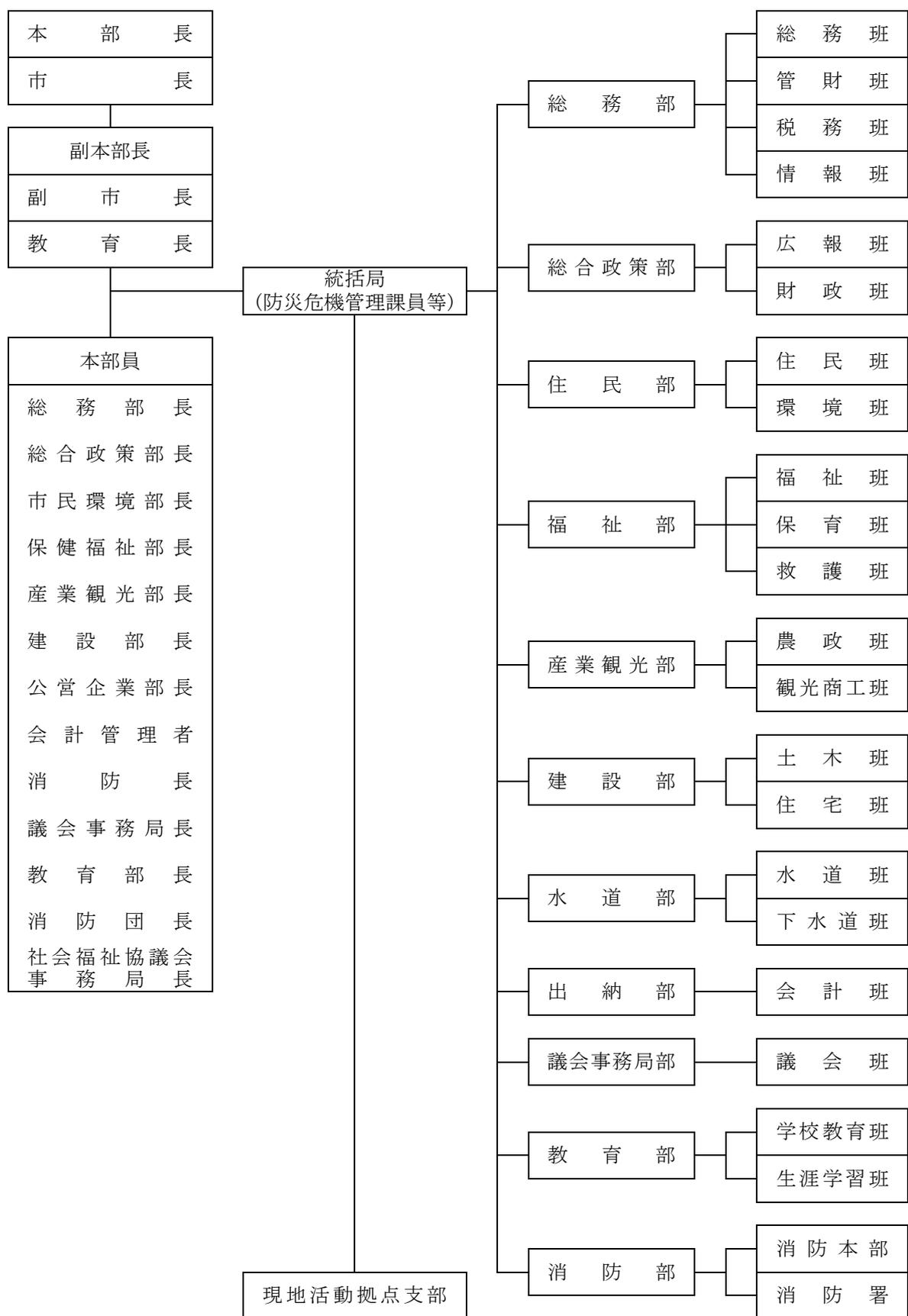
市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省

にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

別表 1 市対策本部組織構成



別表2 市対策本部業務分掌

部 名 (部 長)	班 名 (班 長)	班構成課	分掌事務
統括局 (総務部長)	統括局 (防災危機管理課長)	防災危機管理課及び任命された局員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置全般に係る指揮に関すること。</li> <li>2 国民保護対策本部等に関すること。</li> <li>3 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること。</li> <li>4 住民に対する避難、退避の指示に関すること。</li> <li>5 避難実施要領の策定に関すること。</li> <li>6 住民の避難誘導に関すること。</li> <li>7 安否情報の収集体制に関すること。</li> <li>8 被災情報の収集体制及び取りまとめに関すること。</li> <li>9 県対策本部との連絡調整に関すること。</li> <li>10 火災・災害等即報要領に基づく県及び消防庁への報告に関すること。</li> <li>11 自衛隊の派遣要請に関すること。</li> <li>12 消防本部、消防団との連絡調整に関すること。</li> <li>13 関係機関との総合調整に関すること</li> </ol>
総務部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員、派遣、受け入れ、あっせんに関すること。</li> <li>2 特殊標章等（赤十字標章を除く。）の交付に関すること。</li> </ol>
	管財班 (管財課長)	管財課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎、公有財産の被害状況把握及び応急対策に関すること。</li> <li>2 来庁者等の安全確保及び避難誘導に関すること。</li> <li>3 公用車の管理、運用に関すること。</li> <li>4 緊急物資輸送車両の確保、連絡調整に関すること。</li> </ol>
	税務班 (税務課長)	税務課 収税課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 税の減免、徴収猶予に関すること。</li> </ol>
	情報班 (情報システム課長)	情報システム課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報システム・電子機器及びデータ等の機能維持及び復旧に関すること。</li> <li>2 インターネット、市ネットワークの機能維持及び復旧に関すること。</li> <li>3 国民保護措置用パソコンの設置等に関すること。</li> </ol>
総合政策部 (総合政策部長)	広報班 (政策課長)	政策課 企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県への要望事項の取りまとめに関すること。</li> <li>2 公共交通機関の運行状況の把握及び利用者への情報提供に関すること。</li> <li>3 避難住民の運送に係る鉄道及びバス事業者との連絡調整に関すること。</li> <li>4 政府調査団等の被災視察に関すること。</li> <li>5 国民保護に係る広報に関すること。</li> <li>6 報道機関との連絡調整、情報発信、放送の要請に関すること。</li> </ol>

			7 国民保護措置時の記録写真に関すること。
	財政班 (財政課長)	財政課	1 国民保護措置関係予算に関すること。 2 義援金に関すること。 3 武力攻撃災害応急復旧活動費の経理に関すること。 4 市民からの電話問い合わせ（コールセンター）に関すること。
住民部 (市民環境部長)	住民班 (戸籍住民課長)	市民活動支援課 戸籍住民課 国民健康保険課	1 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 3 避難住民等の救援に関すること。 4 安否情報の収集・集約・提供に関すること。 5 相談窓口の設置に関すること。 6 遺体の収容、処理及び埋火葬に関すること。 7 ボランティア活動の支援に関すること。
	環境班 (環境推進課長)	環境推進課	1 化学剤等による汚染拡大防止に関すること。 2 被災時における動物愛護に関すること。 3 土壌の監視、保全に関すること。 4 廃棄物の処理に関すること。 5 入浴及びトイレ施設の確保に関すること。
福祉部 (保健福祉部長)	福祉班 (福祉事務所長)	福祉総務課 生活援護課 長寿介護課	1 要配慮者の安全確保及び支援体制に関すること。 2 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 3 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。 4 在宅高齢者等の安全確保及び避難誘導に関すること。 5 劇薬物等の安全確保に関すること。 6 救援物資に関すること。
	保育班 (子育て支援課長)	子育て支援課	1 保育所児童等の安全確保及び保護者への引渡しに関すること。 2 保育所、児童センター等所管施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。
	救護班 (健康づくり課長)	健康づくり課	1 医療に係る情報収集と提供及び健康管理に関すること。 2 医薬品、医療資機材の確保、供給に関すること。 3 食品衛生及び保健衛生に関すること。 4 感染症の予防に関すること。 5 健康相談に関すること。
産業観光部 (産業観光部長)	農政班 (農林振興課長)	農林振興課 農業土木課 農業委員会事務局	1 食料の確保、運搬、配付に関すること。 2 農業団体との連絡調整に関すること。 3 農業施設の被害状況把握及び応急対策に関すること。 4 被災農業者に対する融資に関すること。 5 農道の被害状況把握及び応急対策に関すること。

			<ul style="list-style-type: none"> <li>6 生活関連物資の需給調整に関する事。</li> <li>7 避難物資等の備蓄、整備、点検に関する事。</li> </ul>
	観光商工班 (観光商工課長)	観光商工課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需物資の調達に関する事。</li> <li>2 商工業関係の被害状況把握及び応急対策に関する事。</li> <li>3 観光客に対する情報提供に関する事。</li> <li>4 観光施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。</li> <li>5 観光客の安全確保及び避難誘導に関する事。</li> </ul>
建設部 (建設部長)	土木班 (土木課長)	土木課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急復旧資材の確保、供給に関する事。</li> <li>2 公共土木施設等の被害状況把握及び応急対策に関する事。</li> <li>3 建設業者との連絡調整に関する事。</li> <li>4 交通規制に関する事。</li> </ul>
	住宅班 (管理総務課長)	管理総務課 まちづくり 整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急用住宅資材の確保、供給に関する事。</li> <li>2 応急仮設住宅に関する事。</li> <li>3 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。</li> <li>4 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。</li> </ul>
水道部 (公営企業部長)	水道班 (水道課長)	業務課 水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の確保に関する事。</li> <li>2 水道施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。</li> <li>3 生物剤等による汚染拡大防止に関する事。</li> <li>4 水質の監視、保全に関する事。</li> </ul>
	下水道班 (下水道課長)	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。</li> </ul>
出納部 (会計管理者)	会計班 (出納担当リーダー)	会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害関係経費の出納に関する事。</li> </ul>
議会事務局 (議会事務局長)	議会班 (議会事務局総務 担当リーダー)	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 議会(臨時議会の招集など)に関する事。</li> <li>2 市議会との連絡及び対応に関する事。</li> </ul>
教育部 (教育部長)	学校教育班 (教育総務課長)	教育総務課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設等の被害状況把握及び応急対策に関する事。</li> <li>2 避難施設としての文教施設の使用に関する事。</li> <li>3 児童生徒の安全確保及び保護者への引渡しに関する事。</li> <li>4 学用品の供給及び授業料の減免に関する事。</li> <li>5 被災生徒の奨学金に関する事。</li> <li>6 劇薬物等の安全確保に関する事。</li> </ul>
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課 文化財課 図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設の被害状況把握及び応急対策に関する事。</li> <li>2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。</li> </ul>

			3 文化財の保護に関する事。
消防部 (消防長)	消防本部 (消防課長)	管理課 消防課 予防課 指令課	1 武力攻撃災害への対処に関する事 (消火・救急・救助を含む)。 2 住民の避難誘導に関する事。
	消防署 (消防署長)	笛吹市消防署 各出張所	1 武力攻撃災害への対処に関する事 (消火・救急・救助を含む)。 2 住民の避難誘導に関する事。 3 消防団との連携に関する事。
現地活動拠点支部 総務課 (総務課長) 各支所 (支所長)	地域住民班 総務課 (総務担当 リーダー) 各支所 (支所担当 リーダー)	総務課 地域住民課	1 自主防災組織 (行政区長) 等との連絡調整に関する事。 2 消防団との連絡調整に関する事。(総務課は除く)。 3 避難所との情報伝達及び管理運営に関する事。 4 支所管内の総合調整に関する事。 5 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

#### (3) 武力攻撃事態等合同対策協議会における相互協力

市は、国・県の現地対策本部と市対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合は、国民保護措置に関する情報を交換し、国民保護措置について相互に協力する。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊山梨地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

#### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

##### (1) 他の市町村長等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。

##### (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

##### (3) 事務の一部の委託

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

#### 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

#### 6 市の行う応援等

##### (1) 他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受け入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受け入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受け入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

ア 避難住民の誘導

イ 避難住民等の救援

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

エ 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ確かな伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の発令

国の対策本部長は、武力攻撃事態等が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときには、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令し、総務大臣（消防庁）を経由して知事に通知される。

国から通知される警報内容は、次のとおりである。

ア 武力攻撃事態等の現状及び予測

イ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域

ウ その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

##### (2) 警報の通知

ア 知事は、総務大臣（消防庁）から警報の通知を受けたときには、防災行政無線、一斉FAXシステム等により、直ちに、その内容を、市長等に通知し、その受信確認を行う。

イ 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町村については、特に優先して通知される。

ウ 知事は、放送の速報性から、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知される。

##### (3) 警報の内容の伝達

ア 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

イ 警報の内容の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用する。

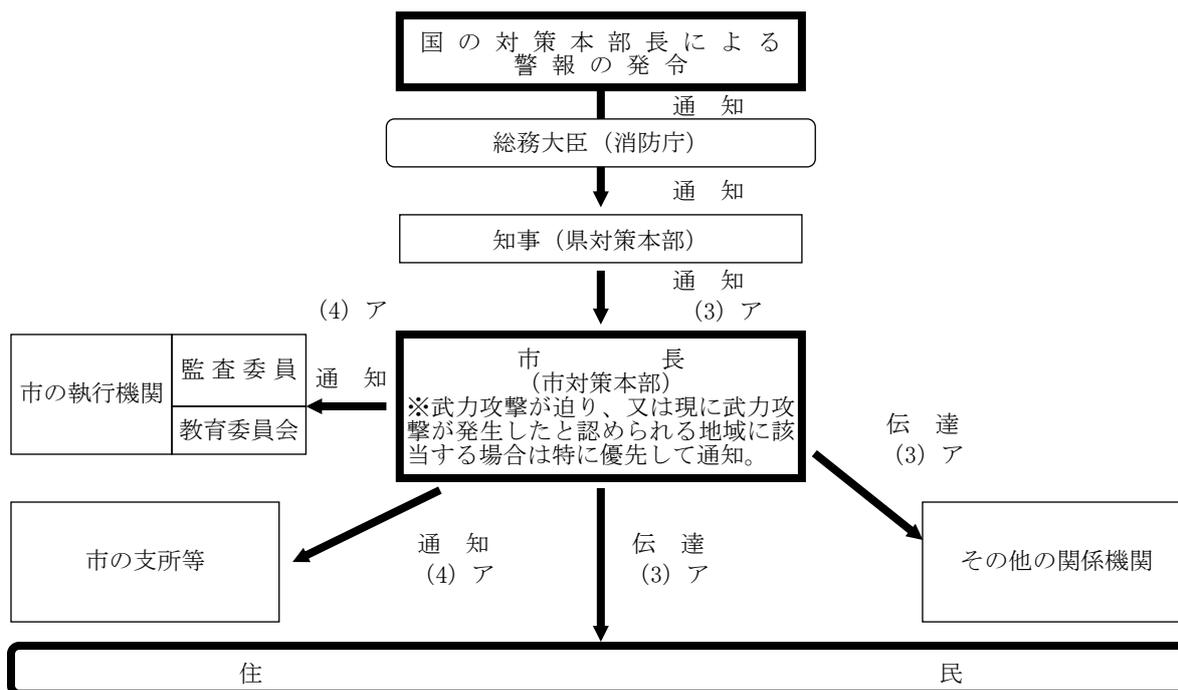
##### (4) 警報の内容の通知

ア 市は、他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/>）に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。

〈市長から関係機関への警報の通知・伝達〉



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当分の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

この場合においては、原則として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載を始めとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、避難行動要支援者や外国人等に対する伝達に配慮する

ものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

### 3 緊急通報の伝達及び通知

- (1) 住民及び関係機関への伝達及び通知

市は、県から緊急通報を受けたときの住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

- (2) 大規模施設等の管理者への連絡

市は、「警報の内容の伝達等」に準じて大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努めるものとする。

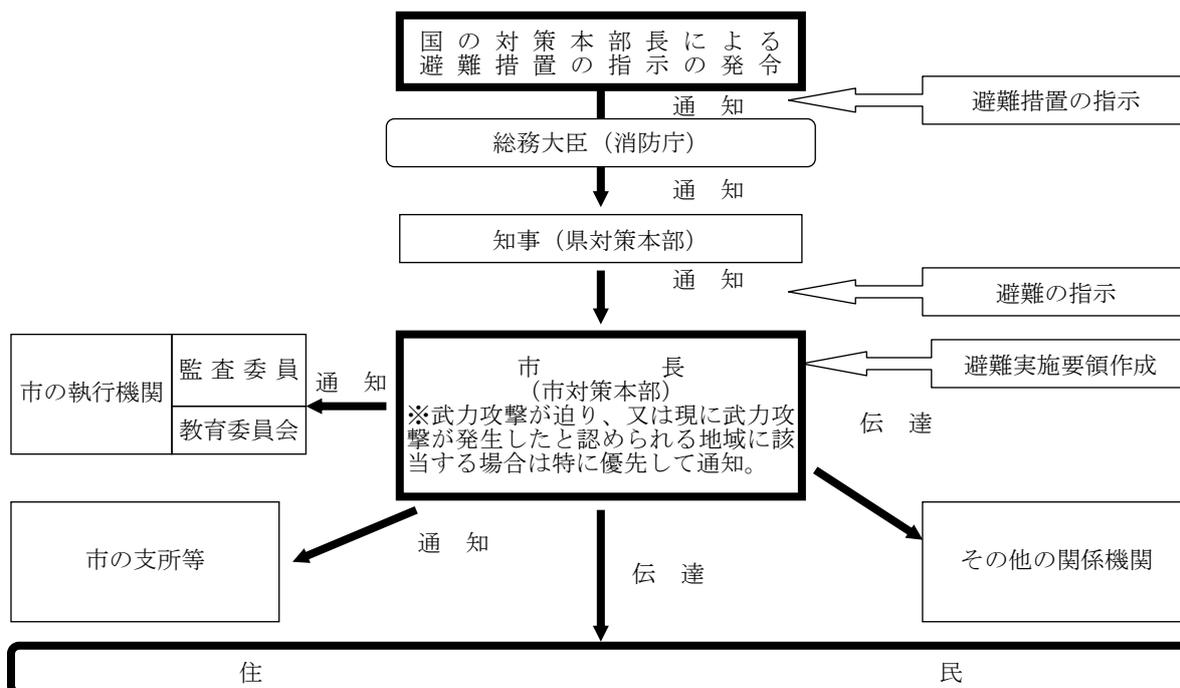
## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

〈市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達〉



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

#### ※ 避難実施要領の策定の留意点

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもある。なお、避難実施要領に記載すべき項目ごとの留意事項は、次のとおりである。

項目	留意事項	作成例
ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。	笛吹市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、笛吹市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする。
イ 避難先	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。	避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館
ウ 一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。	集合場所：笛吹市A1地区2-1の笛吹市立A1小学校グラウンドに集合する。集合は、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。
エ 集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。	バスの発車時刻：○月○日15:20、15:40、16:00
オ 集合に当たって	集合後の町内会内や近隣住民間で	集合に当たっては、避難行動要支援者の所

の留意事項	の安否確認要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。
カ 避難の手段及び避難の経路	集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。	集合後は、JR中央本線A駅から、○月○日の15:30から10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。
キ 市職員、消防職団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。	
ク 避難行動要支援者への対応	避難行動要支援者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	誘導に際しては、避難行動要支援者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。
ケ 要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。	避難の実施時間の後、速やかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。
コ 避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。	避難誘導要員は、○月○日18:00に避難住民に対して、食料・飲料水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。
サ 避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるように必要最低限の携行品、服装について記載する。	携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。
シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。	緊急連絡先：笛吹市対策本部 TEL 055-262-4111 (担当〇〇〇〇)

(2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)

- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）  
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定  
地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）  
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の  
設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等  
の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部  
長による利用指針を踏まえた対応）

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

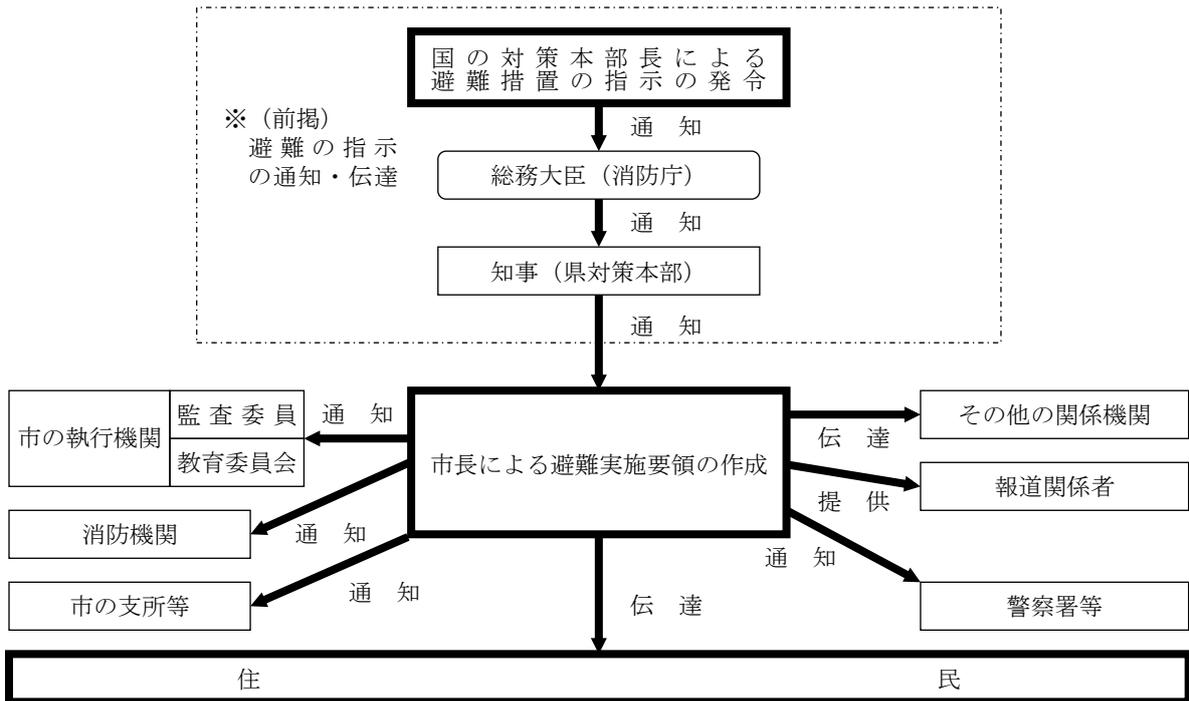
(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、警察署長及び自衛隊山梨地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

〈市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達〉



資料編 ・ 避難実施要領のパターン作成にあたって

P146

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

この場合において、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得ることなどにより避難行動要支援者の避難誘導を優先することに配慮する。

また、市長は、避難住民を誘導するとき、必要に応じ、食料、医療の提供その他必要な措置を講ずるよう努める。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主

防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

市長は、警察官等が避難住民を誘導している場合において、警察署長等に対し、避難住民の誘導の実施状況に関し、必要な情報の提供を求めることができるほか、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察署長等に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 避難行動要支援者への配慮

市長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。また、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法を検討する。

(7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

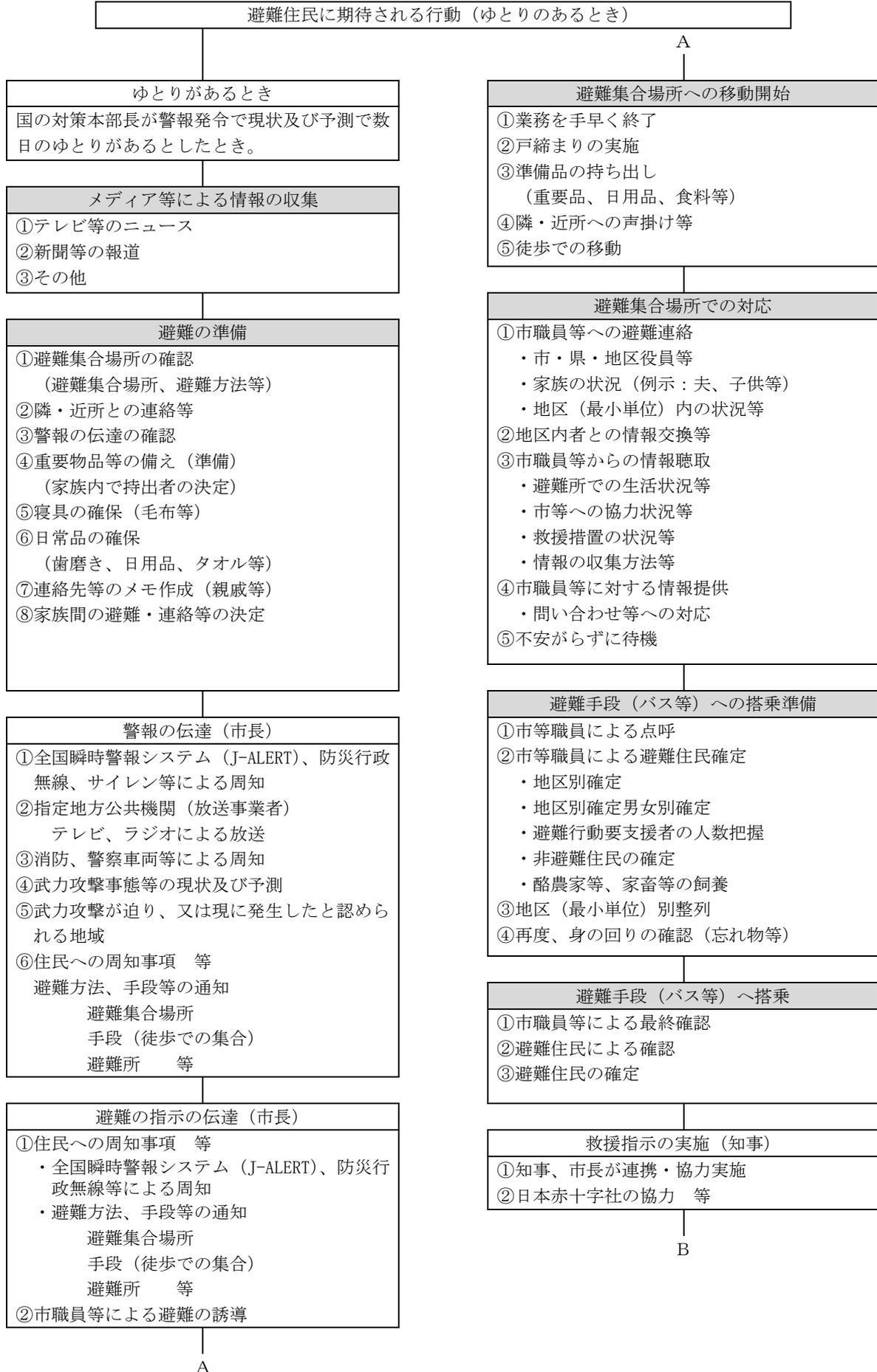
(14) 市域外からの避難住民の受け入れ

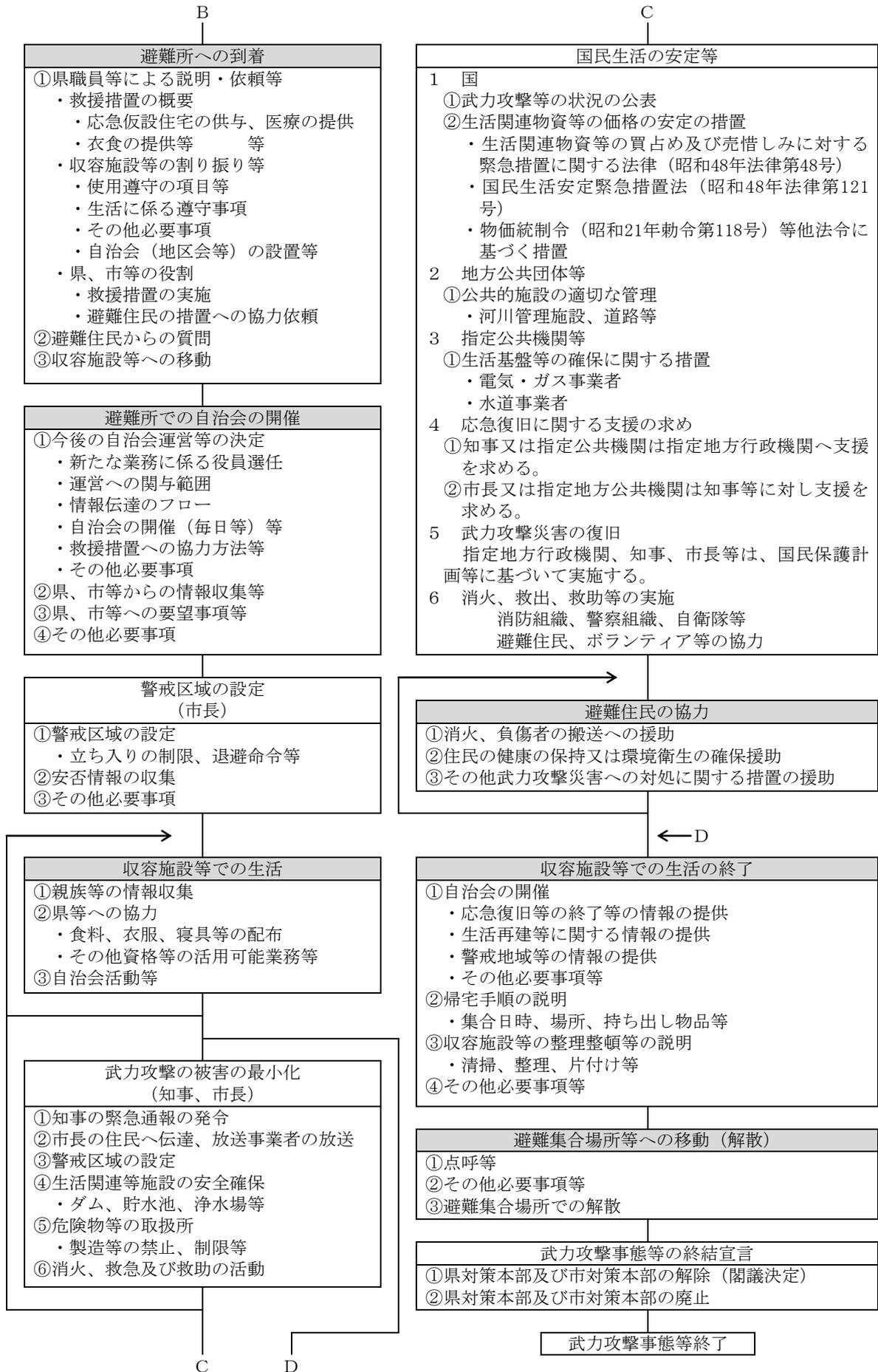
市長は、市が他市町村の避難先地域と指示されたときは、避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き避難住民を受け入れるものとする。

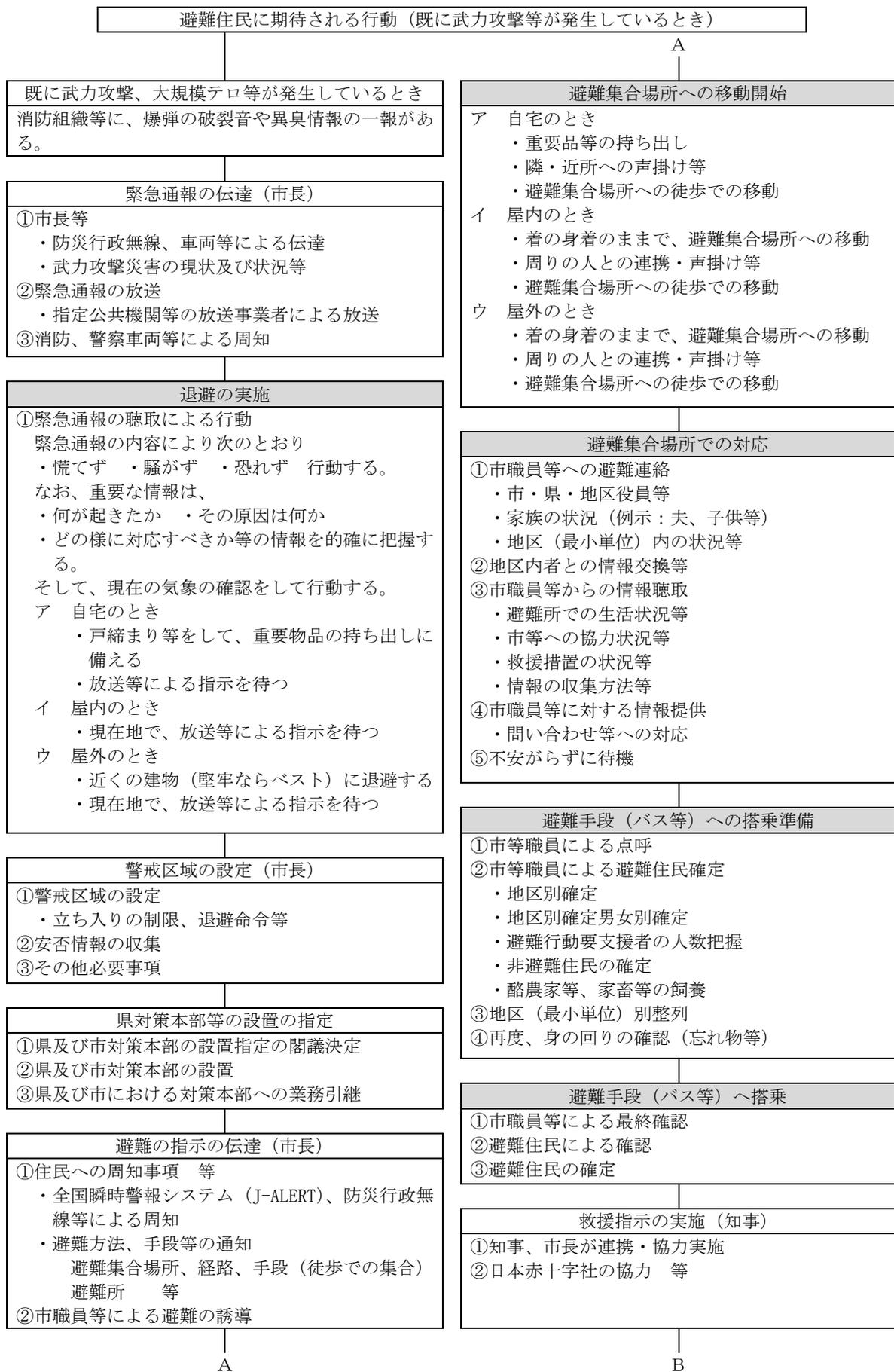
(15) 避難住民の復帰のための措置

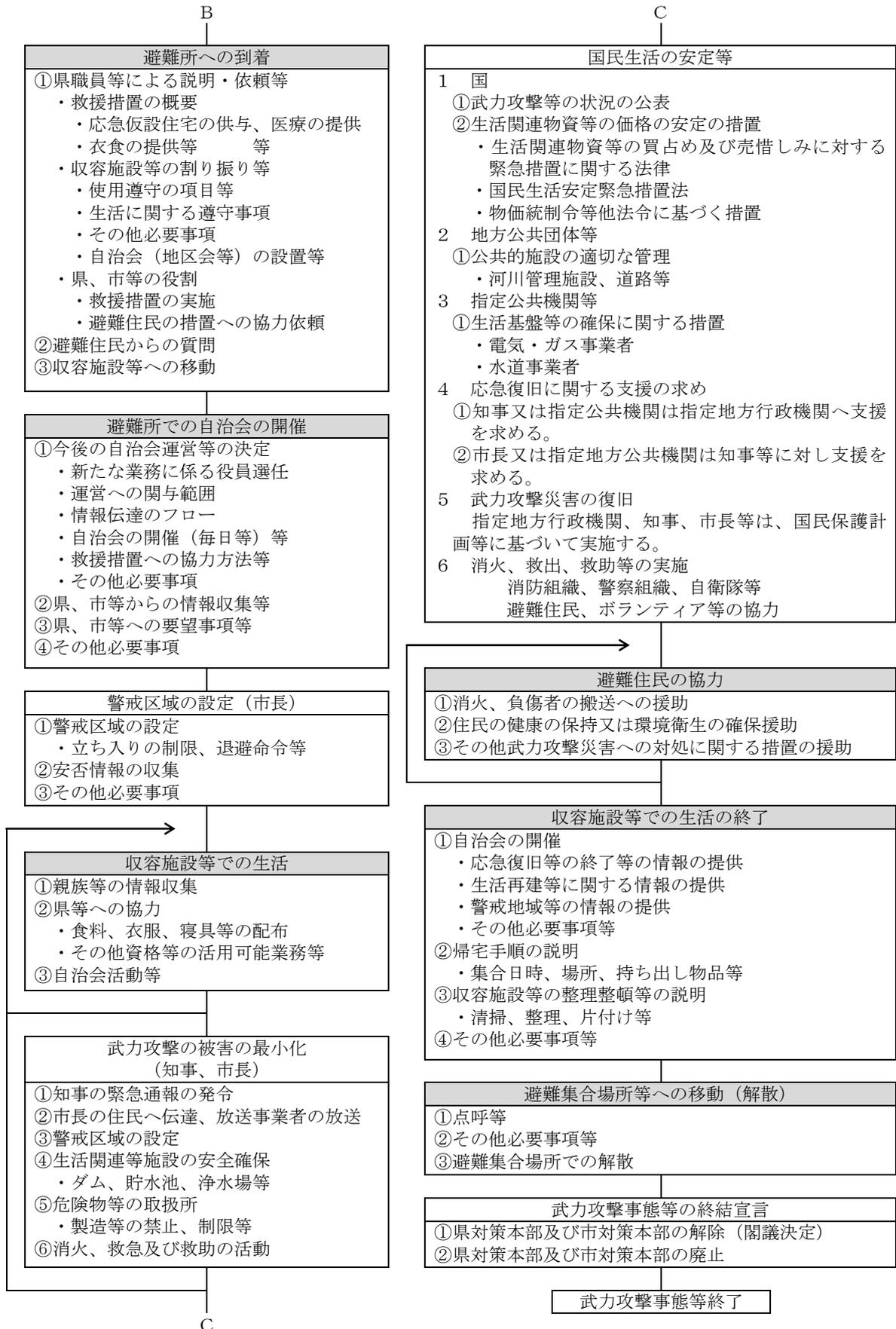
市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

#### 4 避難住民に期待される行動









## 5 武力攻撃事態等における避難の類型と対応

攻撃 の種別	避 難 対 策	備 考
弾道ミサイル攻撃の場合	<p>① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。</p> <p>実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。</p> <p>② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、そのとるべき行動を周知することが主な内容となる。</p> <p><b>弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ</b></p> <p>ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示</p> <p>国対策本部長      <b>警報の発令、避難措置の指示</b>  <small>(その他、記者会見等による国民への情報提供)</small></p> <p>↓</p> <p>知 事      <b>避難の指示</b></p> <p>↓</p> <p>市 長      <b>避難実施要領の策定</b></p> <p>イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令</p>	<p>弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p>
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	<p>① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。</p> <p>なお、急襲的な攻撃に際しては、避難の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。</p> <p>② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については攻撃当初は一時的に屋内に避難させ移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。</p>	<p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。</p> <p>特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが</p>

	<p>③ 以上から避難実施要領の策定に当たっては各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。</p> <p>○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応</p> <p>「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。</p> <p>○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応</p> <p>当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。</p> <p>特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。</p>	<p>考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。</p>
<p>航空攻撃による場合</p>	<p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少ないこと、攻撃目標を特定することが困難であることから、航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。</p>	
<p>着上陸侵攻の場合</p>	<p>大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため国の総合的な方針としての具体的な避難の指示を踏まえて対応することを基本とする。</p>	<p>平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、検討を行う。</p>
<p>NBC攻撃の場合</p>	<p>避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させ、マスクや折りたたんだハンカチ等を口や鼻にあてさせることなどに留意するものとする。</p> <p>① 核攻撃等の場合</p> <p>核爆発に伴う、熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。</p> <p>直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させるとともに、外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。</p> <p>② 生物剤による攻撃の場合</p> <p>生物剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。</p>	

	<p>また、ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。</p> <p>③ 化学剤による攻撃の場合</p> <p>化学剤による攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。</p> <p>また、化学剤は一般的に空気より重いため可能な限り高所に避難させる。</p>	
--	--	--

## 第5章 救 援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

#### 【救援に関する措置】

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により知事が実施する措置の補助を行う。

#### 【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう検討を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求めるときは、避難住民の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

資料編 ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
---

P 121

#### (2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

#### (3) 避難住民等を受け入れたときの対応

市長は、他の都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、備蓄している物資又は資材を、必要に応じて供給する。

#### (4) 物資及び資材の供給の要請

市長は、住民の避難及び避難住民等の救援に当たって、備蓄する物資又は資材が不足し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

### 4 要配慮者に対する配慮

#### (1) 情報伝達への配慮

市は、県と協力し、避難住民中の要配慮者への正確な災害情報等の伝達のため、避難施設の管理者と連携し、次のことに配慮する。

ア ラジオ、テレビの設置

イ 新聞記事の配布

ウ 災害情報及び生活関連情報の文字による提供

エ 視覚障害者に対し、文字情報を読み上げ伝達する支援員の配置等

オ 聴覚障害者に対し、手話通訳者の派遣等

#### (2) 収容施設の運営等に対する配慮

避難所では、要配慮者の人権を尊重し、介護等が受けられる専用のスペース（福祉避難室）をあらかじめ確保するとともに、医薬品、食品、寝具等の要救援物資が確実に配布されるように配慮する。

また介護を要したり、集団生活でストレスを受けやすい要配慮者に対しては、専用避難所（福祉避難所）を確保し、体調が悪化しないよう居住環境を整備するとともに、保健医療介護の知識、経験を有する相談員や障害種別に対応できる介護者の配置に配慮する。

(3) 応急仮設住宅等の供与

応急仮設住宅等を建設する場合には、要配慮者の利用に配慮した施設、設備のバリアフリー化に努める。

(4) 支援ニーズの把握等

避難所では、要配慮者の生活支援に配慮して、介護等を専門に行うボランティアなどを配置するなど適切な運営体制に努める。

## 5 健康への配慮

(1) 健康相談の実施

市は、県と連携し、環境の変化等から生ずる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するため、医療関係者による定期的な巡回指導、相談を実施する。

また、ボランティアや救援等の従事者の健康への配慮に努める。

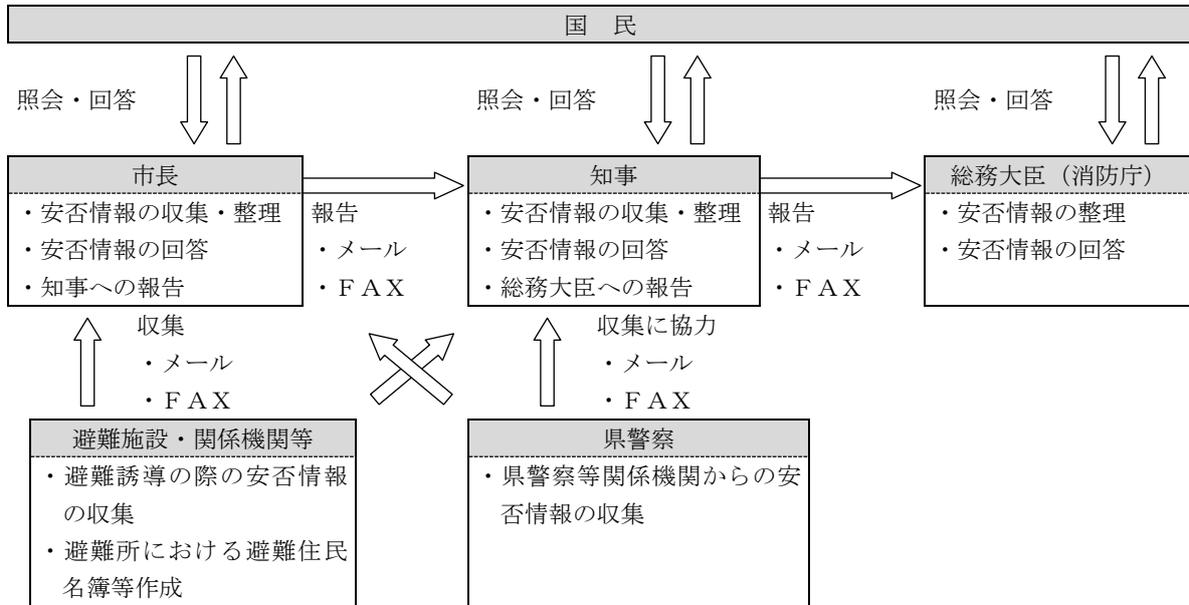
(2) 心の健康相談の実施

市は、県と連携し、心的外傷後ストレス障害（PTSD）など精神的に不安を抱えた避難住民等の心の健康問題に対応するため、相談窓口を開設する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

### 〈安否情報収集・整理・提供の流れ〉



### 収集項目

#### 1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の住所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

#### 2 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

なお、市が安否情報を収集するに当たっては、安否情報省令第1条に基づき、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行う。

資料編 ・ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令
---

P114

### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料編 ・ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令
---

P114

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 安否情報の回答

① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるも

のではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取り扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

資料編 ・ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令
---

P114

#### 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社山梨県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

### 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 退避の指示

##### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し主に次の事項を内容とした退避の指示を行う。

ア 退避すべき理由	エ 住民の退避の方法
イ 危険地域	オ 携行品
ウ 退避場所	カ その他注意事項

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

#### 【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### 【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### (2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

#### (3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各

職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### 【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、危険物の入っている野積みされたドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除

去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

#### 4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に留意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

資料編	・中央自動車道消防相互応援協定書	P 103
	・山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書	P 106

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防

長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、すべての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③ 本市が被災を免れ、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたとき、市長は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

(9) 知事等の指示への対処

① 市長は、知事等から武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべき指示を受けたときは、速やかに適切な措置を実施する。

② 市長は、消防庁長官の指示を受けた知事から、県外の被災市町村の消防の応援又は支援に関する必要な措置を講ずべき指示を受けたときは、速やかに適切な措置を実施する。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合には、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、一部事務組合を構成して管理している施設については、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備強化等の措置を講じる。

## 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

#### 〈危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置〉

	項 目	根 拠 法 令
対 象	① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの	国民保護法施行令第29条
	② 山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成11年山梨県条例第47号）第2条第7号カの規定により市町村の業務とされているもの	
措 置	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限	危険物については、消防法第12条の3
	② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限	国民保護法第103条第3項第2号
	③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄	国民保護法第103条第3項第3号

### (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、前表の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## 第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

### 1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

## 2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

## 3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

## 4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

### (1) 核攻撃、その他放射性物質による汚染等の場合

市は、核攻撃、その他放射性物質による汚染等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる場合には要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

なお、避難者の受け入れ、飲料水・飲食物の摂取制限、除染活動の実施・支援等の対策については、地域防災計画一般災害編第3章「第12節 原子力災害応急対策計画」に定められた措置に準じた措置を講ずる。

### (2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる場合には要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

### (3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる場合には要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

### 【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

このため、統括局においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当部署である福祉部高齢班等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、

データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

## 5 市長の権限

市長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第1項	対象物件等	措置
第1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
第2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
第3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
第4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
第5号	建物	・立ち入りの制限 ・立ち入りの禁止 ・封鎖
第6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

## 6 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防団、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制の整備に努める。

この場合において、武力攻撃災害等による被災者の精神的ショックや厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするとともに要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、被災地及びその周辺の防疫を実施する。この場合において、市の被害が甚大で市のみでは実施不可能な場合は、県に応援を求め、実施する。

ア 市は、保健所等関係機関と連携をとり、被災地の状況を把握するとともに、被災の規模及び態様に応じて、迅速な防疫活動ができる体制を整備し、必要に応じて適切な措置を行うものとする。

イ 感染症の発生及びまん延を未然に防止するため、避難施設又は衛生状態の悪い地区を中心に、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の感染症予防対策を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等を防止するため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について住民に対して情報提供を実施する。

イ 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

### 2 廃棄物の処理

#### (1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関

する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### (3) 公有財産の貸付等の特例

市は、国民保護措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸し付け又は使用の対価を無償とし、又は時価より低く定めることができる。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

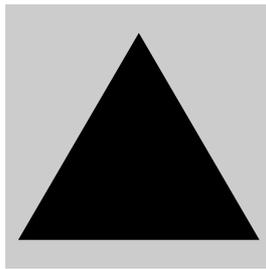
### 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

#### (1) 特殊標章等

##### ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章



オレンジ色地に青色の正三角形

##### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

資料編 ・ 国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

P164

##### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

#### (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

交付（使用）権者	特殊標章等を交付及び使用させる職員
市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの</li> <li>消防団長及び消防団員</li> <li>市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</li> </ul>
消 防 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの</li> <li>・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</li> <li>・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</li> </ul>
水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの</li> <li>・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</li> <li>・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者</li> </ul>

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

## 第4編 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 基本的考え方

##### (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

##### (2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

##### (3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

#### 2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

## 第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

### 4 受援等に関する費用の支弁

#### (1) 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

市は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。  
なお、市は、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をした他の地方公共団体の長等に一時的に立て替えて支弁させることができる。

#### (2) 市長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

県は、知事が救援に関する措置の一部を市長に委任したときは、その費用を支弁することとされている。

### 5 起債の特例

市は、地方税、使用料その他徴収金で総務省令に定めるものの武力攻撃災害のための減免による財政収入の不足を補うため、及び国民保護措置その他国民保護法の規定に基づいて実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用の財源とするため、地方債をもって財源とすることができる。

## 第5編 緊急対処事態への対処

### 1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

### 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

### 3 通報及び初動体制

市長は、状況に応じて、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示を行うとともに、職員及び消防職団員等を指揮し住民の誘導を行う。

### 4 現場における救助活動

市長（市長の措置を待ついとまがないとき又は要請があったときは警察官）は、警戒区域を設定し、立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命じ、二次災害の防止を図る。



# 資 料 編



## 〔関係機関、施設、設備〕

### ○関係機関連絡先一覧

#### 1 市

名 称	所 在 地	電 話 番 号
笛吹市役所	笛吹市石和町市部777	055—262—4111
〃 御坂支所	笛吹市御坂町夏目原744	055—262—2271
〃 一宮支所	笛吹市一宮町末木807—6	0553—47—1111
〃 八代支所	笛吹市八代町南917	055—265—2111
〃 境川支所	笛吹市境川町藤垜2588	055—266—2111
〃 春日居支所	笛吹市春日居町寺本136	0553—26—3111
〃 芦川支所	笛吹市芦川町中芦川585	055—298—2111

#### 2 県関係

名 称	所 在 地	電 話 番 号
山梨県総務部防災危機管理課	甲府市丸の内1—6—1	055—223—1432
峡東地域県民センター窓口・防災担当	甲州市塩山上塩後1239—1	0553—20—2704
峡東建設事務所	甲州市塩山上塩後1239—1	0553—20—2710
峡東林務環境事務所	甲州市塩山上塩後1239—1	0553—20—2739
峡東保健福祉事務所	山梨市下井尻126—1	0553—20—2750
峡東農務事務所	甲州市塩山上塩後1239—1	0553—20—2706
広瀬・琴川ダム管理事務所広瀬ダム管理課	山梨市三富上釜口篠平1178—1	0553—39—2411
〃 琴川ダム管理課	山梨市牧丘町北原4140—61	0553—33—3140
山梨県病虫害防除所	甲斐市下今井1100	0551—28—2941
山梨県東部家畜保健衛生所	笛吹市石和町唐柏1000—1	055—262—3166
山梨県教育委員会	甲府市丸の内1—6—1	055—223—1741

#### 3 指定行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
総務省消防庁応急対策室	千代田区霞が関2—1—2	03—5253—7527

#### 4 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1—10—1	055—252—5491
〃 笛吹川出張所	笛吹市石和町唐柏720—3	055—262—2821
甲府地方气象台	甲府市飯田4—7—29	055—222—3634

関東農政局 甲府地域センター	甲府市丸の内 1—1—18	055—254—6055
山梨森林管理事務所	甲府市宮前町 7—7	055—253—1336

## 5 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
一宮郵便局	笛吹市一宮町一ノ宮987—1	0553—47—1455
境川郵便局	笛吹市境川町石橋2294—3	055—266—2001
御坂郵便局	笛吹市御坂町栗合88	055—262—6014
上黒駒郵便局	笛吹市御坂町上黒駒858—6	055—264—2001
春日居郵便局	笛吹市春日居町別田17	0553—26—2320
石和郵便局	笛吹市石和町市部458	055—262—2001
石和駅前郵便局	笛吹市石和町駅前 2—5	055—263—8911
富士見郵便局	笛吹市石和町東高橋319—1	055—262—5000
八代郵便局	笛吹市八代町南741—7	055—265—2010
中芦川郵便局	笛吹市芦川町中芦川643	055—298—2001
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市朝気 3—21—15	055—237—0554
東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	甲府市丸の内 1—10—7	055—207—7006
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内 1—1—20	055—255—2148
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田 1—6—1	055—251—6711
東日本旅客鉄道(株) 石和温泉駅	笛吹市石和町松本177—1	055—262—1751
(株)NTTドコモ山梨支店	甲府市丸の内 2—31—3	055—236—1231
中日本高速道路(株)八王子支社甲府保全・サービスセンター	中巨摩郡昭和町西条2858	055—275—5121

## 6 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株)山梨放送	甲府市北口 2—6—10	055—231—3232
(株)テレビ山梨	甲府市湯田 2—13—1	055—232—1111
(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア105	055—228—6969
山梨交通(株)	甲府市飯田 3—2—34	055—223—0811
(社)山梨県医師会	甲府市丸の内 2—32—11	055—226—1611
笛吹市医師会	笛吹市境川町石橋2207—1	055—266—2012
(社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000—7	055—262—5561
(社)山梨県エルピーガス協会	甲府市宝 1—21—20	055—228—4171

## 7 警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
笛吹警察署	笛吹市石和町市部555	055—262—0110
〃 富士見警察官駐在所	笛吹市石和町河内71—2	055—262—3720
〃 八代警察官駐在所	笛吹市八代町南431—1	055—265—2202
〃 境川警察官駐在所	笛吹市境川町藤袋2292—1	055—266—2071
〃 花鳥連絡所	笛吹市御坂町竹居2348	055—262—4174
〃 錦生警察官駐在所	笛吹市御坂町夏目原718	055—262—3721
〃 黒駒警察官駐在所	笛吹市御坂町上黒駒844—2	055—264—2049
〃 浅間警察官駐在所	笛吹市一宮町塩田455—5	0553—47—0089
〃 一宮西警察官駐在所	笛吹市一宮町竹原田14—1	0553—47—0088
〃 相興警察官駐在所	笛吹市一宮町中尾766	0553—47—0090
〃 春日居警察官駐在所	笛吹市春日居町熊野堂235	0553—26—2009
〃 芦川警察官駐在所	笛吹市芦川町中芦川659—3	055—298—2120
〃 石和温泉駅前交番	笛吹市石和町駅前18	055—261—1110

## 8 消防

名 称	所 在 地	電 話 番 号
笛吹市消防本部 笛吹市消防署	笛吹市石和町下平井204	055—261—0119
〃 東部出張所	笛吹市一宮町新巻116—1	055—347—3119
〃 西部出張所	笛吹市境川町石橋736—4	055—266—7119

## 9 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第1特科隊	南都留郡忍野村3093	0555—84—3135

## 10 一部事務組合

名 称	所 在 地	電 話 番 号
峡東地域広域水道企業団	山梨市牧丘町杣口2135	0553—35—4391
東八代広域行政事務組合「東八聖苑」	甲府市右左口3016—1	055—240—1101
東山梨行政事務組合「東山聖苑」	山梨市小原西562	0553—20—8130
東山梨環境衛生組合	山梨市牧丘町成沢2000	0553—35—4014
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	笛吹市境川町寺尾1440—1	055—266—7744

## 11 隣接市町

名 称	所 在 地	電 話 番 号
甲府市役所危機管理室危機管理課危機管理係	甲府市丸の内一丁目18—1	055—237—5247
山梨市役所総務課危機管理対策担当	山梨市小原西843	0553—22—1111

甲州市役所総務課行政・防災担当	甲州市塩山上於曾1085—1	0553—32—5041
大月市役所総務部総務管理課法制防災担当	大月市大月2丁目6—20	0554—23—8008
富士河口湖町役場地域防災課	富士河口湖町船津1700	0555—72—1170

## 12 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
J Aふえふき（笛吹農業協同組合）本所	笛吹市八代町南561	055—265—1600
〃 八代支所	笛吹市八代町南561	055—265—2311
〃 御所支所	笛吹市八代町米倉62	055—265—2421
〃 岡部支所	笛吹市石和町駅前2—1	055—262—3145
〃 石和支所	笛吹市石和町市部1174	055—262—2255
〃 境川支所	笛吹市境川町石橋2092	055—266—3421
〃 御坂西支所	笛吹市御坂町夏目原620	055—262—2248
〃 御坂東支所	笛吹市御坂町上黒駒985—1	055—264—2511
〃 一宮西支所	笛吹市一宮町金田1305	0553—47—1211
〃 一宮南支所	笛吹市一宮町狐新居370—1	0553—47—1221
〃 一宮北支所	笛吹市一宮町中尾836—1	0553—47—1166
〃 富士見支所	笛吹市石和町河内70	055—262—2158
〃 芦川支所	笛吹市芦川町中芦川670—1	055—298—2006
J Aフルーツ山梨春日居支所	笛吹市春日居町桑戸855	0553—26—3221
笛吹市商工会本所	笛吹市石和町市部467—1	055—263—7811
笛吹市社会福祉協議会	笛吹市八代町南917	055—265—5182

## ○笛吹市国民保護協議会委員名簿

国民保護法第40条		職 名
第4項第2項	会長	会長は、市長をもって充てる。 市 長
第4項第4項	第1号委員	市の区域を管轄する指定地方行政機関の職員 甲府地方気象台次長
	第2号委員	自衛隊に所属する者 第1特科隊第2中隊長
	第3号委員	県の職員 峡東地域県民センター所長 笛吹警察署長
	第4号委員	市の副市長 副市長
	第5号委員	市教育委員会の教育長 消防長又はその指名する消防吏員 教育長 消防長 消防団長
	第6号委員	市の職員 総務部長 総合政策部長 市民環境部長 保健福祉部長 産業観光部長 建設部長 公営企業部長 会計管理者 議会事務局長 教育部長
	第7号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 石和郵便局長
	第8号委員	国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者 笛吹市社会福祉協議会事務局長 笛吹市連合区長会長 東日本電信電話(株)災害対策室長 日本赤十字社笛吹支部長 東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社 渉外担当課長 笛吹市医師会長 笛吹市商工会事務局長

## ○市指定避難所一覧

No.	指定避難所名	区分	住所	電話番号
1	石和南小学校	校舎・体育館	石和町市部 720	055—262—2809
2	石和東小学校	校舎・体育館	石和町中川 478	055—262—2056
3	石和北小学校	校舎・体育館	石和町松本 1442—20	055—263—2838
4	富士見小学校	校舎・体育館	石和町今井 10	055—262—3340
5	石和西小学校	校舎・体育館	石和町唐柏 360	055—261—2711
6	石和中学校	校舎・体育館	石和町小石和 716	055—262—2225
7	スコレーセンター	施設	石和町広瀬 626—1	055—263—7959
8	笛吹高校	校舎・体育館	石和町市部 3	055—262—2135
9	御坂西小学校	校舎・体育館	御坂町夏目原 592—1	055—262—3042
10	御坂児童センター	施設	御坂町栗合 372—12	055—261—8688
11	御坂中学校	校舎・体育館	御坂町下野原 1257	055—262—3003
12	御坂東小学校	校舎・体育館	御坂町上黒駒 1692	055—264—2014
13	みさかの湯	施設	御坂町成田 2200	055—261—6166
14	一宮中学校	校舎・体育館	一宮町末木 801	0553—47—0044
15	一宮西小学校	校舎・体育館	一宮町東原 330—2	0553—47—0008
16	一宮南小学校	校舎・体育館	一宮町土塚 655—2	0553—47—0046
17	一宮北小学校	校舎・体育館	一宮町中尾 933	0553—47—0074
18	八代総合会館	施設	八代町南 527	055—265—4011
19	若彦路ふれあいスポーツ館	体育館	八代町南 457	055—265—4650
20	浅川中学校	校舎・体育館	八代町岡 1111	055—265—2449
21	八代小学校	校舎・体育館	八代町岡 780	055—265—2021
22	境川スポーツセンター体育館	体育館	境川町三柵 7	055—266—2022
23	境川小学校	校舎・体育館	境川町小黒坂 1941	055—266—2006
24	境川坊ヶ峯ふれあいセンター	施設	境川町藤壘 2588	055—266—5911
25	寺尾の湯	施設	境川町寺尾 1534	055—244—2614
26	春日居小学校	校舎・体育館	春日居町桑戸 664	0553—26—2164
27	春日居中学校	校舎・体育館	春日居町鎮目 613—2	0553—26—2024
28	春日居福祉保健センター	施設	春日居町加茂 77—1	0553—26—6428
29	春日居福祉会館	施設	春日居町寺本 142—1	0553—26—3667
30	芦川小学校	校舎・体育館	芦川町中芦川 835	055—298—2015

## ○市内医療機関一覧

(病院)

施設名	住所	電話番号
春日居サイバーナイフ・リハビリ病院	春日居町国府436	0553—26—4126
富士温泉病院	春日居町小松1177	0553—26—3331
山梨リハビリテーション病院	春日居町小松855	0553—26—3030
笛吹中央病院	石和町四日市場47—1	055—262—2185
石和温泉病院	石和町八田330—5	055—263—0111
石和共立病院	石和町広瀬623	055—263—3131
甲州リハビリテーション病院	石和町四日市場2031	055—262—3121
一宮温泉病院	一宮町坪井1745	0553—47—3131

(診療所)

施設名	住所	電話番号
小池内科医院	春日居町熊野堂476	0553—26—2205
三科医院	春日居町桑戸698—1	0553—26—3377
特別養護老人ホーム春日居荘診療所	春日居町国府436	0553—26—2838
三枝クリニック	石和町河内37—2	055—261—2555
長坂整形外科医院	石和町広瀬718	055—263—5507
桧垣耳鼻咽喉科・気管食道科医院	石和町今井188	055—263—1887
四日市場眼科クリニック	石和町四日市場1718	055—262—8808
磯山皮膚科医院	石和町四日市場1791—4	055—263—5777
林産婦人科医院	石和町四日市場1841—6	055—262—2680
社会福祉法人寿の家	石和町四日市場2031	055—263—1232
小林医院	石和町市部1021	055—262—3185
那須内科	石和町市部1058	055—263—6677
若月医院	石和町市部596—3	055—262—8088
黒沢内科	石和町市部716—5	055—263—3400
古屋眼科	石和町市部822—41	055—262—1233
窪田医院	石和町市部890	055—262—2719
長坂クリニック	石和町小石和2645	055—262—1103
おの整形外科クリニック	石和町松本1060	055—261—7000
サンクール石和クリニック	石和町松本416—1	055—261—3999
しむら医院	石和町東高橋131	055—262—0688
石和南整形外科クリニック	石和町東油川319—1	055—261—8011
弦間医院	一宮町末木864—1	0553—47—0510
古屋医院	御坂町夏目原750—1	055—262—0045

篠原医院	御坂町栗合168	055—262—3006
御坂共立診療所	御坂町八千蔵538—1	055—263—1655
八代戸田内科クリニック	八代町高家304—1	055—265—3366
社会福祉法人小山荘	八代町北760	055—265—3377
境川診療所	境川町石橋2207—1	055—266—2021
花の丘たちかわクリニック	境川町大坪103	055—266—8181
芦川国民健康保健診療所	芦川町鶯宿466—1	055—298—2170
中里内科クリニック	一宮町本都塚148—1	0553—47—7222
望月内科クリニック	御坂町井之上919—1	055—261—2220
ふえふきこどもクリニック	石和町井戸172—1	055—244—5311
春日居荘診療所	春日居町国府436	0553—26—2838

(歯科診療所)

施設名	住所	電話番号
諸角歯科医院	春日居町国府13—1	0554—26—4181
雨宮歯科医院	春日居町小松1117—2	0553—26—5300
春日居歯科クリニック	春日居町別田618	0553—26—2072
野村歯科クリニック	石和町井戸74—3	055—262—1182
風間歯科医院	石和町下平井164—1	055—262—7890
エミ歯科クリニック	石和町河内459—1	055—262—0648
イワマ歯科医院	石和町窪中島195	055—263—1201
馬場歯科クリニック	石和町広瀬207	055—261—1080
中川歯科医院	石和町市部1022	055—262—2716
茂手木歯科医院	石和町市部254—1	055—262—7630
後藤歯科医院	石和町市部526—1	055—262—2858
石倉歯科医院	石和町市部789—87	055—263—2221
米山歯科医院	石和町小石和134—1	055—263—7788
おぎの歯科・矯正歯科クリニック	石和町松本41—3	055—263—9988
さいぐさ歯科医院	石和町松本848	055—261—1182
石和武井歯科医院	石和町川中島508	055—262—4404
富士見歯科診療所	石和町唐柏768—5	055—263—5652
しんじ歯科医院	石和町東高橋263—4	055—263—8241
小泉歯科医院	一宮町金田52	0553—47—4181
三森歯科	一宮町中尾661	0553—47—3553
中川歯科医院一宮分院	一宮町末木747—1	0553—47—2677
川井歯科医院	御坂町金川原517	055—262—3018
篠原歯科医院	御坂町栗合124—6	055—262—3059
斉藤歯科医院	御坂町二之宮2679—1	055—261—7373

御坂共立歯科診療所	御坂町八千蔵538	055—263—6954
たけい歯科	八代町南1591—4	055—265—4184
渡辺歯科医院	八代町米倉896	055—265—2138
境川歯科診療所	境川町石橋2207—1	055—266—2533

## ○災害拠点病院・災害支援病院一覧

### 1 基幹災害拠点病院

名 称	所 在 地	電話番号	一般病床数
山梨県立中央病院	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	629

### 2 基幹災害支援病院

名 称	所 在 地	電話番号	一般病床数
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東1110	055-273-1111	566
山梨赤十字病院	富士河口湖町船津6663-1	0555-72-2222	224

### 3 地域災害拠点病院（笛吹地区）

名 称	所 在 地	電話番号	一般病床数
笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場47-1	055-262-2185	150

### 4 地域災害支援病院（笛吹地区）

名 称	所 在 地	電話番号	一般病床数
石和温泉病院	笛吹市石和町八田330-5	055-263-0111	139
甲州リハビリテーション病院	笛吹市石和町四日市場2031	055-262-3121	95
一宮温泉病院	笛吹市一宮町坪井1745	0553-47-3131	77
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623	055-263-3131	99
富士温泉病院	笛吹市春日居町小松1177	0553-26-3331	43

災害拠点病院及び災害支援病院は、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、災害時における初期救急医療体制を充実強化するために指定されている。

災害拠点病院においては、24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病等の受け入れ及び搬出を行い、また、被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行うなどの機能を有する。災害支援病院はそれを支援するものである。

## ○飛行場外離着陸場等一覧

(平成29年8月25日現在)

場 外 離 着 陸 場	緊 急 離 着 陸 場
笛吹市八代町ふるさと公園	笛吹市清流公園
笛吹市芦川町場外離着陸場	笛吹市春日居スポーツ広場
	金川の森（治水広場）
	ウインズ石和場外馬券場駐車場
	笛吹市境川町スポーツセンターグラウンド
	笛吹市境川小学校
	笛吹市八代小学校
	笛吹市芦川スポーツ広場

# ○笛吹市消防本部管内 ドクターヘリランデブー ポイント一覧

(平成29年12月19日現在)

番号	離着陸場名	地表面	散水の必要
笛吹 1	八代ふるさと公園	芝	無
笛吹 2	芦川場外離着陸場	アスファルト	無
笛吹 3	清流公園	芝	無
笛吹 4	ウインズ石和場外馬券場駐車場	アスファルト	無
笛吹 5	金川の森治水広場	芝	無
笛吹 6	八代小学校グラウンド	土	有
笛吹 7	春日居スポーツ広場	土	有
笛吹 8	境川小学校グラウンド	土	有
笛吹 9	境川スポーツセンターグラウンド	土	有
笛吹 10	春日居小学校校庭	土	有
笛吹 11	御坂東小学校校庭	土	有
笛吹 12	御坂中学校校庭	土	有
笛吹 13	いちのみや桃の里スポーツ公園グラウンド	土	有
笛吹 14	一宮南小学校校庭	土	有
笛吹 15	八代中央スポーツ広場	土	有
笛吹 16	石和北小学校校庭	土	有
笛吹 17	富士見小学校校庭	土	有
笛吹 18	芦川小学校校庭	土	有
笛吹 19	さくら公園第一駐車場	アスファルト	無
笛吹 20	さくら公園イベント広場	土	有
笛吹 21	笛吹川河川敷（春日居町小松）	草地	無
笛吹 22	カムイみさかスキー場第2駐車場	アスファルト	無
笛吹 23	笛吹みんなの広場	草地	無
笛吹 24	山梨県立博物館	草地	無
笛吹 25	境川自転車競技場	草地	無
笛吹 26	御坂花鳥の里スポーツ広場	土	有
笛吹 27	芦川スポーツ広場	土	有

# ○ヘリコプター主要発着場一覧

(平成26年1月現在)

所在地	ヘリポート等の名称		施設規模	施設管理者 又は占有者	幅 × 長さ さ	所要時間(分)	消防署からの
	名称	名称					
笛吹市春日居町桑戸644	春日居小学校校庭	学校長	○			100×80	10
笛吹市春日居町鎮目613—2	春日居中学校校庭	学校長		○		95×80	12
笛吹市御坂町夏目原592	御坂西小学校校庭	学校長	○			90×70	7
笛吹市御坂町上黒駒1692	御坂東小学校校庭	学校長	○			90×60	15
笛吹市御坂町下野原1260	御坂中学校校庭	学校長	○			120×100	10
笛吹市御坂町大野寺1973	大野寺スポーツ広場	大野寺区長		○		60×55	12
笛吹市一宮町東原335—2	一宮スポーツ広場	市長	○			90×60	5
笛吹市一宮町末木801	一宮中学校校庭	学校長	○			100×100	6
笛吹市一宮町土塚655—2	一宮南小学校校庭	学校長	○			90×86	7
笛吹市一宮町中尾933	一宮北小学校校庭	学校長	○			101×76	7
笛吹市八代町米倉1111	浅川中学校校庭	学校長	○			200×88	15
笛吹市八代町南527	八代中央スポーツ広場	市長	○			100×56	12
笛吹市八代町米倉36	南部スポーツ広場	市長	○			80×67	15
笛吹市八代町岡780	八代小学校校庭	学校長	○			140×110	13
笛吹市八代町竹居2156	旧花鳥小学校跡地	八代御坂共有	○			80×50	20
笛吹市石和町広瀬無番地	ウインズ石和駐車場	所長	○			166×132	10
笛吹市石和町市部720	石和南小学校校庭	学校長		○		90×80	5
笛吹市石和町松本1442—20	石和北小学校校庭	学校長		○		85×90	8
笛吹市石和町中川478	石和東小学校校庭	学校長			○	70×55	5
笛吹市石和町今井10	富士見小学校校庭	学校長			○	55×85	12
笛吹市石和町小石和716	石和中学校校庭	学校長	○			101×130	10
笛吹市石和町市部3	笛吹高校校庭	学校長		○		130×70	2
笛吹市石和町中川1400	桃花台学園校庭	学校長	○			120×80	5
笛吹市石和町市部地内	笛吹川河川敷	国土交通省			○	80×60	3
笛吹市境川町小黑坂1941	境川小学校校庭	学校長		○		110×70	20
笛吹市境川町三櫛3	境川スポーツ広場	市長		○		108×90	20
笛吹市芦川町中芦川835	芦川小学校校庭	学校長		○		50×35	40
笛吹市芦川町鶯宿深川1613—1	芦川スポーツ広場	市長		○		60×50	50

## ○応急仮設住宅建設予定地

町 名	候補地の名称	所 在 地
石 和 町	農村スポーツ広場	石和町広瀬626—1
石 和 町	清流公園芝生広場	石和町小石和700
御 坂 町	花鳥の里スポーツ広場	御坂町大野寺250
一 宮 町	いちのみや桃の里スポーツ公園	一宮町末木1001
八 代 町	南部スポーツ広場	八代町米倉32
八 代 町	中央スポーツ広場	八代町南507
境 川 町	境川スポーツ広場	境川町三柵3
春 日 居 町	春日居スポーツ広場	春日居町鎮目1323

## 〔協 定 等〕

### ○山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

**第1条** この協定は、山梨県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山梨県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

**第2条** 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

**第4条** この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

**第5条** 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(航空隊の隊員の指揮)

**第6条** 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

する。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

**第7条** 山梨県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び消防防災航空隊に消防用無線局を整備するものとする。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める山梨県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

**第8条** 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山梨県常備消防相互応援協定書(昭和61年6月1日施行。以下「相互応援協定」という。)第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

**第9条** この協定に基づき応援に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第6条の規定にかかわらず、山梨県が負担するものとする。

(その他)

**第10条** この協定に定めのない事項は、山梨県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

**第11条** この協定は、平成7年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成7年3月20日

甲府市丸の内一丁目6—1

甲 山梨県知事

乙 各市町村

消防管理者

## ○中央自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、下記市町、一部事務組合（以下「関係団体」という。）の区域内の中央自動車道（以下「高速道路」という。）における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

上野原市、大月市、都留市、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、東山梨行政事務組合、甲州市、笛吹市、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、峡北広域行政事務組合、韮崎市、北杜市

（目的）

**第1条** この協定は、高速道路における、火災又は救急事故等（以下「災害」という。）を円滑迅速に処理するため、関係団体が相互に応援することを目的とする。

（体制・応援）

**第2条** 関係団体の消防機関は、高速道路における災害を覚知したときは、別表に定める区分により出場する。

2 前項の規定により出場した先着消防隊の最高指揮者が必要と認めたときは、他の関係団体へ消防隊の応援を求めることができる。この場合の応援要請は、災害発生地の関係団体の長から要請があったものとみなす。

（連絡）

**第3条** 消防機関がその管轄する行政区域以外の地域において消防業務に従事したときは、その災害の状況を、災害発生地を管轄する消防機関の消防長に通報するものとする。

（現場の指揮）

**第4条** この協定に基づき応援のため出場した消防隊は、災害発生地の消防隊が現場に到着していない場合においては、先着隊の最高指揮者の下に行動するものとする。ただし、災害発生地を管轄する消防隊が出場したときは、その最高指揮者の下に行動するものとする。

（災害の調査）

**第5条** 高速道路における火災並びに多数傷病者発生等の特異な災害の原因及び損害の調査は、原則として当該災害地を管轄する消防機関が行うものとする。ただし、これによりがたいときは、別表消防機関に調査等を依頼することができる。

（報告）

**第6条** 災害の報告は、火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号）及び救急事故報告要領（昭和57年12月28日消防救第53号）によるものとする。

（経費の負担）

**第7条** この協定により出場した経費の負担については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援消防隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は、当該消防隊の属する関係団体が負担する。

(2) 消防業務が長時間にわたる場合の燃料補給、食料等に要する費用は、災害発生地の関係団体が負担する。

(3) 前2号に定める経費以外の経費に関しては、必要のつど関係団体が協議して決定する。

（情報の交換）

第8条 関係団体は、この協定の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。  
(補則)

第9条 この協定の実施について、必要な事項は、関係団体が協議のうえ決定する。  
(附則)

- 1 この協定は、平成18年6月14日より施行する。
- 2 昭和58年11月1日付けで締結した「中央自動車道消防相互応援協定書」は廃止する。
- 3 本協定を証するため本協定書19通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

上野原市長	印
大月市長	印
都留市長	印
富士五湖広域行政事務組合代表理事	印
富士吉田市長	印
西桂町長	印
富士河口湖町長	印
東山梨行政事務組合管理者	印
甲州市長	印
笛吹市長	印
甲府地区広域行政事務組合管理者	印
甲府市長	印
甲斐市長	印
中央市長	印
昭和町長	印
峡北広域行政事務組合代表理事	印
韮崎市長	印
北杜市長	印



# ○山梨市・甲州市・笛吹市消防団消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、山梨市、甲州市及び笛吹市（以下「協定市」という。）との消防相互応援協定を締結し、火災その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市相互の消防力を活用して災害等による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援の種別)

**第2条** この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

協定市に接する地域及び当該地域周辺で発生した災害等を覚知又は受報した場合は、隣接する分団の消防隊1隊（隣接部）が発生地の市長の要請を待たずして出場するものとする。

(2) 特別応援

協定市の区域内に大規模な災害等が発生した場合は、発生地の市長の要請に基づいて出場するものとする。

(応援要請の方法)

**第3条** 応援の要請は、災害発生地の市長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市長に対して行うものとする。

(1) 災害等の種別

(2) 災害等の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具等の種別員数

(4) 応援隊集結場所

(5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

**第4条** 前条の規定により応援要請を受けた市長は、当該市区内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。

2 応援する市長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出場人員、機械器具等の員数及び到着予定時刻を受援する市長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援する市長に連絡するものとする。

(応援隊の誘導)

**第5条** 受援する市の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

**第6条** 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の6の規定に基づき、消防長、消防署長又は受援する市の消防団長が応援隊の長にこれを行うものとする。

(応援隊の報告)

**第7条** 応援隊の長は、消防活動について速やかに消防長、消防署長又は受援する市の消防団長に報告するものとする。

(費用の負担)

**第8条** 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援隊の諸手当、災害補償、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理等の費用については、応援する市の負担とする。
- (2) 応援隊が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動中に生じたものについては受援する市が、また、往復路に生じたものについては、応援する市がそれぞれ賠償の責に任ずるものとする。
- (3) 応援隊の消防活動が長時間に渡る場合の燃料補給及び食糧等に要する費用は、受援する市の負担とする。
- (4) 前各号以外の経費については、当事者間において協議して定める。

(改廃)

**第9条** この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

**第10条** この協定の運用について、必要な事項は、消防長、消防署長及び協定市の消防団長が協議のうえ定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成18年3月20日

山梨市長	印
甲州市長	印
笛吹市長	印

山梨市・甲州市・笛吹市消防団応援地域及び出場表

平成18年4月1日

団名	応援地域名		山梨市		甲州市		笛吹市				
	応援隊名	応援地域名	山梨	牧丘町	三富	塩山	勝沼町	大和町	春日居町	桑戸	一宮町
山梨市	加納岸分団第5部又は山梨分団第1部										
	山梨分団第1部又は第2部										
	山梨分団第2部又は第3部										
	日川分団第1部										小 城
	日川分団第2部										下矢作
	日川分団第3部又は後屋敷分団第3部若しくは加納岩分団第3部										
	日川分団第4部										
	日川分団第5部										
	後屋敷分団第2部										
	岩手分団機動部及び第2部										
甲州市	日下部分団第3部										
	日下部分団第4部										
	日下部分団第4部又は後屋敷分団第1部										
	牧丘分団第1部										
	牧丘分団第2部										
	三富分団第1部又は第2部										
	三富分団第1部又は第2部										
	三富分団第5部										
	塩山分団第3部										
	塩山分団第3部又は奥野田分団第3部若しくは第4部										
笛吹市	奥野田分団第3部又は第4部										
	奥野田分団第4部										
	松里分団第1部又は第2部										
	松里分団第4部又は第5部										
	松里分団第5部又は第6部										
	勝沼分団第1部又は第3部										
	勝沼分団第5部又は第6部若しくは東郷分団第4部										
	勝沼分団第5部又は第6部										
	祝分団第1部										
	祝分団第2部										
甲州市	祝分団第5部										
	東郷分団第2部										
	東郷分団第3部又は第4部										
	東郷分団第2部又は塩山分団第4部										
	大和分団第6部										
	大和分団第9部又は第10部										
	春日居分団機動部										
	春日居分団第1部										
	春日居分団第2部										
	一宮分団西機動部										
甲州市	一宮分団北機動部										
	一宮分団西機動部										
	一宮分団西機動部										
	一宮分団西機動部										
	一宮分団西機動部										
	一宮分団西機動部										
	一宮分団西機動部										
	一宮分団西機動部										
	一宮分団西機動部										
	一宮分団西機動部										

※本表は、山梨市・甲州市・笛吹市消防団相互応援協定第2条第1号で定める「隣接する分団の消防隊1隊（隣接部）が……出場する」の参考とするものです。

## ○協定等締結概要（県・市町村との協定）

（平成30年1月12日現在）

協定名	協定先	締結日	協定内容	連絡責任者
災害時における相互応援に関する協定書	千葉県館山市	平成19年7月6日	応急・復旧応援	総務課長
災害時における相互応援に関する協定書	新潟県胎内市	平成20年8月19日	応急・復旧応援	総務課長
大規模災害発生時における相互応援に関する協定書	山梨県内13市(甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市、中央市)	平成19年1月12日	資機材の供給提供、救援救助、救護、施設提供、職員派遣等	総務課長
災害時相互応援に関する協定	富士河口湖町	平成23年7月27日	応急・復旧応援(合併後の更新)	総務課長
災害時における相互応援に関する協定	千葉県一宮町	平成24年2月15日	応急・復旧応援	総務課長
災害時相互支援にかかわる共同宣言	各務原市、京都市、宇治市、有田市、三次市、大洲市、朝倉市、うきは市、日田市、岐阜市、関市、犬山市、岩国市、日立市	平成24年10月25日	応急・復旧応援	総務課長
鶴飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定書	平成24年10月26日 全国鶴飼サミット関連自治体の5市(岐阜県岐阜市、岐阜県関市、愛知県犬山市、山口県岩国市、茨城県日立市)	平成24年10月26日(当初)	応急・復旧応援	総務課長
	平成25年10月15日 全国鶴飼サミット関連自治体の2市を追加(愛媛県大洲市、広島県三次市)	平成25年10月15日(追加)		
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	別表	平成25年7月12日	応急・復旧応援	総務課長
災害時における相互応援に関する協定書	埼玉県行田市	平成29年10月13日	応急・復旧応援	

別表 廃棄物と環境を考える協議会 加盟団体一覧

県名	番号	団体名	構成市町村
栃木県	1	那須地区広域行政事務組合	那須塩原市
	2		大田原市
	3		那須町
	4	南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市
	5		那珂川町
	6	佐野地区衛生施設組合	佐野市
	7		栃木市
	8		岩舟町
茨城県	9	北茨城市	北茨城市
	10	鹿嶋市	鹿嶋市
	11	潮来市	潮来市
	12	牛久市	牛久市
	13	新治地方広域事務組合	かすみがうら市
	14		土浦市
	15		石岡市
	16	筑西広域市町村圏事務組合	筑西市

県名	番号	団体名	構成市町村
	17		桜川市
	18		結城市
	19	常総衛生組合	常総市
	20		守谷市
	21		つくばみらい市
	22		坂東市
	23	常陸太田市	常陸太田市
	24	城里町	城里町
	25	大宮地方環境整備組合	常陸大宮市
	26		那珂市
	27	神栖市	神栖市
	28	高萩市	高萩市
	29	茨城地方広域環境事務組合	茨城町
	30		水戸市
	31		笠間市
	32		小美玉市
33	東海村	東海村	
千葉県	34	野田市	野田市
	35	四街道市	四街道市
	36	浦安市	浦安市
	37	鴨川市	鴨川市
	38	流山市	流山市
	39	山武郡市広域行政組合	東金市
	40		九十九里町
	41		大網白里市
	42		山武市
	43		横芝光町
	44	芝山町	
45	我孫子市	我孫子市	
46	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	柏市	
47		白井市	
48		鎌ヶ谷市	
東京都	49	昭島市	昭島市
山梨県	50	上野原市	上野原市
	51	笛吹市	笛吹市
	52	中巨摩地区広域事務組合	南アルプス市
	53		中央市
	54		昭和町
	55		市川三郷町
	56		甲斐市
57	富士川町		
群馬県	58	館林衛生施設組合	館林市
	59		板倉町
	60		明和町
	61		千代田町
	62	大泉町	大泉町
	63	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合	藤岡市
	64		高崎市
	65		みなかみ町

## ○協定等締結概要（民間事業所等との協定）

（平成30年1月12日現在）

協定名	協定先	締結日	協定内容	連絡責任者
災害時の飲料水供給に関する協定	株式会社サーフビバレッジ	平成21年 1月21日	飲料水の供給、 輸送	農業委員会 事務局長
災害時の機材緊急貸借に関する協定	株式会社アクティオ	平成21年 1月21日	発電機、照明機 器、車両、トイ レ等機材の緊急 貸借	管財課長
災害時の機材緊急貸借に関する協定	株式会社日本ケアサプライ	平成21年 2月9日	介護用ベッド、 車いす、エアマ ット等の緊急貸 借	福祉総務課 長
災害時における医療救護についての協定書	笛吹市医師会	平成25年 10月31日	災害時における 医療救護	健康づくり 課長
災害時における応急活動の協力に関する協定書	（一社）山梨県トラック協会、一宮運送（有）	平成28年 3月30日	備蓄食糧・飲料 水の提供に関す る協力	防災危機管 理課
災害時における畳の提供に関する協定書	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成28年 7月13日	避難所等で使用 する畳の提供	防災危機管 理課
災害時における相互協力に関する協定書	生活協同組合パルシステム山梨	平成28年 9月20日	物資等の輸送、 物資供給	農林振興課 長
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成29年 3月23日	物資供給	管財課長
災害時における相互協力に関する協定	ハーベスト株式会社	平成29年 8月1日	炊き出し等の調 理業務	学校教育課

## 〔 条 例 等 〕

### ○ 笛吹市国民保護協議会条例

平成18年3月27日

条 例 第 4 号

(目的)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき笛吹市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

**第2条** 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

**第3条** 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議長は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第5条** 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長が予め指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

**第6条** 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

# ○笛吹市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月27日

条例第3号

(目的)

**第1条** この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき笛吹市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部（以下「緊急対策本部」という。）に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(組織)

**第2条** 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を統括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

**第3条** 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第38条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

**第4条** 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

**第5条** 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、国民保護現地対策本部員（以下「現地対策本部員」という。）その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

**第6条** 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

**第7条** 第2条から前条までの規定は、笛吹市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# ○武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

平成17年3月28日

総務省令第44号

改正 平成18年3月31日総務省令第50号

同 平成27年9月16日総務省令第76号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第25条第2項及び第26条第4項（これらの規定を同令第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

（安否情報の収集方法）

**第1条** 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

**第2条** 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

**第3条** 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第

#### 7項に規定する個人番号カード

その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

**第4条** 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

**第5条** 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

#### 附 則 抄

(施行期日)

**第1条** この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日総務省令第50号） 抄

(施行期日)

**第1条** この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月16日総務省令第76号） 抄

(施行期日)

**第1条** この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(経過措置)

#### 第2条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二 略

三 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。







# ○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成25年10月1日)

(内閣府告示第229号)

改正 平成26年 3月31日内閣府告示第 20号

同 27年 3月31日同 第 45号

同 28年 3月31日同 第113号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成25年10月1日から適用する。

(救援の程度及び方法)

**第1条** 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

**第2条** 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

## 1 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり320円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算すること

ができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は266万円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり320円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

## 2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、266万円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

**第3条** 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

### 1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,110円以内とすること。

### 2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

**第4条** 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	18,400円	23,700円	34,900円	41,800円	53,000円	7,800円
冬季	30,400円	39,500円	55,000円	64,300円	80,900円	11,100円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

**第5条** 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

## 2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の搜索及び救出)

**第6条** 法第75条第1項第5号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

**第7条** 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人210,400円以内、小人168,300円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

**第8条** 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

**第9条** 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり576,000円以内とすること。

(学用品の給与)

**第10条** 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

- イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

- ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 1人当たり 4,300円

(2) 中学校生徒 1人当たり 4,600円

(3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

**第11条** 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入

費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

## 2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり3,400円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり5,300円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

**第12条** 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

**第13条** 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

- イ 飲料水の供給
- ロ 医療の提供及び助産
- ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 死体の捜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とするこ

と。

**改正文** （平成26年3月31日内閣府告示第20号） 抄  
平成26年4月1日から適用する。

**改正文** （平成27年3月31日内閣府告示第45号） 抄  
平成27年4月1日から適用する。

**改正文** （平成28年3月31日内閣府告示第113号） 抄  
平成28年4月1日から適用する。

# ○火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官

最近改正 平成29年2月7日消防応第11号

## 第1 総則

### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下、第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

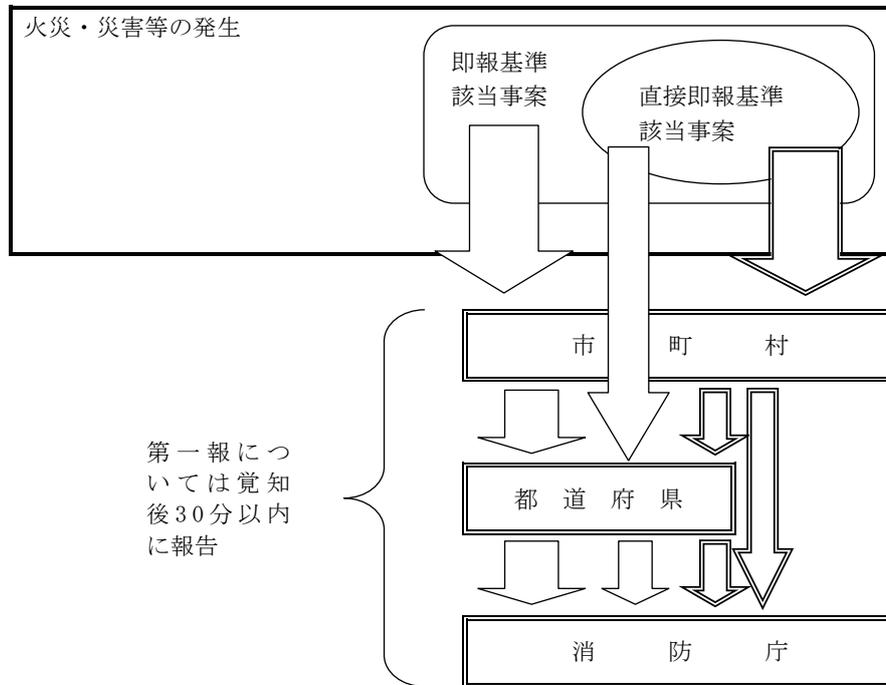
(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うも

のとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲でその第一報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、FAX等により報告するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等又はFAX等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

###### イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保持するものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1) から (4) までにかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
  - イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
  - ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準

次の火災及び事故については上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反对象物の火災
- d 特定違反对象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案しておおむね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請したもの
- c 住家等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

・列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

#### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

#### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

#### エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じ又は生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(1)、(2)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

#### 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

#### 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

〈火災等即報〉

##### 1 第1号様式（火災）

###### (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

###### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

###### (3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

###### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

###### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

###### ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び環境

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害の場合

ア 原子力災害が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

(救急・救助事故・武力攻撃災害等即報)

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難指示（緊急）・避難勧告の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

〈災害即報〉

#### 4 第4号様式

##### (1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

##### ア 災害の概況

###### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

###### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

##### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

##### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )		(鎮圧日時) 鎮火日時		( 月 日 時 分 ) ( 月 日 時 分 )	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢)		人		死者の生じた理由	
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽症		人			
建物の概要	構造階層		建築面積		延べ面積	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼ぼや	棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		棟	棟		建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
					林野焼損面積	a
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他				人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故</li> <li>2 危険物等に係る事故</li> <li>3 原子力施設等に係る事故</li> <li>4 その他特定の事故</li> </ul>	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )		
発生場所			
事業所名	特別防災区域	( レイアウト第一種、第一種、第二種、その他 )	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分
消防覚知方法	気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ( )	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ( )		
施設の概要	危険物施設の区分		
事故の概要			
死傷者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人 ( 人)
		重症	人 ( 人)
		中等症	人 ( 人)
		軽症	人 ( 人)
消防防災活動 状況及び救急・救助活動 状況	出場機関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人
		共同防災組織	人
	事業所	その他	人
		消防本部(署)	台 人
	消防団	台 人	
	消防防災ヘリコプター	機 人	
	海上保安庁	人	
警戒区域の設定	月 日 時 分	自衛隊	人
使用停止命令	月 日 時 分	その他	人
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第一報については、迅速性を優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等 人( 人)	
	計 人	{ 重症 人( 人) 中等症 人( 人) 軽症 人( 人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 （消防本部名）	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
		119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第一報については、迅速性を優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区			分			被			害			区			分			被			害			都道府県																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
災害名	災害名		田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円		冠	水	ha		農林水産業施設	千円		畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円		冠	水	ha		その他の公共施設	千円		文教施設	千円		小	計	千円		病	院	箇所		公共施設被害市町村数	団体	道の	路	箇所		橋	り	よ	う	箇所		河	川	箇所		港	湾	箇所		砂	防	箇所		清	掃	施	設	箇所		崖	く	ず	れ	箇所		鉄	道	不	通	箇所		被	害	船	隻	被	害	総	額	千円		水	道	戸		電	話	回	線	電	気	戸		ガ	ス	戸		ブ	ロ	ク	塀	等	箇所		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建	物	件		危	険	物	件		そ	の	他	件		死	者	人		行	方	不	明	者	人		負	重	傷	者	人		軽	傷	者	人		全	壊	棟		半	壊	棟		一	部	破	損	棟		床	上	浸	水	棟		床	下	浸	水	棟		公	共	建	物	棟		そ	の	他	棟		火	災	発	生	建

## ○避難実施要領のパターン作成にあたって

基本指針の記載（P27、抜粋）

- 市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（以下略）
- 市は、市の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。（以下略）

### ○ 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもあり得る。

### ○ 避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

### 1 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難することとなる。）

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

国対策本部長

警報の発令、避難措置の指示

(その他、記者会見等による国民への情報提供)

知 事

避難の指示

市 長

避難実施要領

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずるもの）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

例

#### 避難実施要領

笛吹市長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「ノーマルシー・バイアス＝正常化の偏見」が存在する。）。

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

#### 2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-ALERT）が平成19年度から導入されることとなるが、この場合、国において、市の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人の人々のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅牢な建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気よりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- ・車両内にある者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

### 3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

#### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

## 2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づき、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員を含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

（避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

（昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、石油コンビナート、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

例（比較的時間的な余裕がある場合）

## 避難実施要領

笛吹市長

○月○日○時現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、笛吹市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載）

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

（※）具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

### 2 避難誘導の方法

#### （1）避難誘導の全般的方針

笛吹市は、A・B・C地区住民約500名を本日15：00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15：30以降、市車両及び民間大型バスにより、笛吹市立○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

（※）少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

（※）自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

#### （2）市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の笛吹市立〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員を含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所において、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A地区

約200名、A公民館、市保有車両×4 〇〇バス2台

(イ) B地区

約200名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台

(ウ) C地区

約100名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日15:30、A・B・C公民館

ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

- (※) バス等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
- (※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
- (※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- (※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

#### (4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

- (※) 新興住宅地等においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。
- (※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

#### (5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難  
市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
  - a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
  - b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
  - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

- (※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
  - ・市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
  - ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
  - ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、新興住宅地等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防職員又は警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約したすべての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割  
別に示す。

#### 4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県〇〇課及び県警察と調整して行う。  
イ バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は、別に示す。  
ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。  
エ 対策本部設置場所：笛吹市役所  
オ 現地調整所設置場所：〇〇

#### 5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、笛吹市立〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び市の支援を受ける。

#### 例（昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難）

##### 避難実施要領

笛吹市長

〇月〇日〇時現在

#### (1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある（〇〇日〇時現在）。

#### (2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断される場合は、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

#### (3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

#### (4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team : 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

#### (5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

例（市中心部における化学剤を用いた攻撃の場合）

避難実施要領

笛吹市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の笛吹市○○1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域（○○1丁目～5丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。  
知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

笛吹市は、要避難地域の住民約2,000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。  
当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置  
指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。  
イ 市職員の現地派遣  
市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。  
ウ 現地対策本部との調整  
政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合っ活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

#### (4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受け入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

#### (5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

#### (6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオ等による情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：笛吹市役所

イ 現地調整所設置場所：〇〇

**3 着上陸侵攻の場合**

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、都道府県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

#### 4 避難誘導における留意点

項 目	留 意 点
1 各種の事態に即した対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導のあり方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。</li> <li>○ 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。</li> <li>○ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。</li> <li>○ 市中心部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。</li> <li>○ 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。</li> </ul>
2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。</li> <li>○ 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。</li> <li>○ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。</li> <li>○ 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。</li> <li>○ 避難誘導の開始や終了時、問題が生じたときなどは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。</li> <li>○ また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。</li> </ul>

<p>3 住民に対する情報提供のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。</li> <li>○ 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝正常化の偏見）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。</li> <li>○ その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。</li> <li>○ また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。</li> <li>○ 放送事業者の有する情報伝達の即時機能に鑑み、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。</li> <li>○ 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。</li> <li>○ NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。</li> </ul>			
<p>4 高齢者、障害者等への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。</li> <li>○ 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置</li> <li>② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認</li> <li>③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施</li> <li>④ 一人ひとりの災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）等</li> </ul> </li> <li>○ また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。</li> <li>○ なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。 <table border="1" data-bbox="421 1877 1385 2007" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 5px;">同意方式</td> <td style="width: 45%; padding: 5px;">住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プラン</td> <td style="width: 30%; padding: 5px;">対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要とな</td> </tr> </table> </li> </ul>	同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プラン	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要とな
同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プラン	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要とな		

	を策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	る。
手上げ方式	(制度を周知した上で、)自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続を経た上で、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)より

<p>5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難に当たっての前提である。</li> <li>○ したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。</li> <li>○ また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。</li> <li>○ 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。</li> <li>○ このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。</li> <li>② 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること(自主防災組織等には特殊標章の交付も)。</li> <li>③ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。</li> <li>④ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。</li> </ul> </li> </ul>
--------------------------------	--

<p>6 学校や事業所における対応</p>	<p>○ 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。</p> <p>○ 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。</p> <p>○ こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。</p>
<p>7 民間企業による協力の確保</p>	<p>○ 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業を持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。</p> <p>○ 例えば、昼間市中心部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。</p> <p>（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取り組みが高く評価されている。4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）</p> <p>○ このため、各地域において、こうした取り組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。</p>
<p>8 住民の「自助」努力による取り組みの促進</p>	<p>○ 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。</p> <p>○ 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。</p> <p>○ 市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。</p> <p>※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。</p> <p>① 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。</p> <p>② 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。</p> <p>③ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員又は警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。</p> <p>④ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。</p> <p>※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考</p>

# 〔様 式〕

## ○被災情報の報告様式

年 月 日に発生した○○○による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

○○市（町村）

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 ○○市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

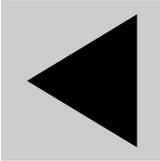
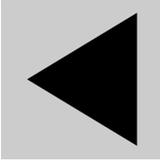
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行 方 不 明 者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

## ○国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
<p>氏名 / Name .....</p> <p>生年月日 / Date of birth .....</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as .....</p> <p>交付等の年月日 / Date of issue ..... 証明書番号 / No. of card .....</p> <p style="text-align: center;">許可権者の署名 / Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日 / Date of expiry .....</p>		

裏面

身長/Height .....	眼の色/Eyes .....	頭髪の色/Hair .....
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:</p> <p>血液型/Blood type .....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
印章 / Stamp	所持者の署名 / Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))